

委員および一般からのご意見

①委員からの流域委員会の審議に関する意見、指摘 (2005/3/14～2005/5/16)

委員からの意見はありませんでした。

②一般からの流域委員会へのご意見、ご指摘 (2005/3/14～2005/5/16)

No.	発言者 所属等	受取日	内容
567	淀流委ウォッチャーズ・ クラブ 細川ゆう子氏	05/03/14	「淀川流域委ウォッチャーズ・クラブをよろしく」が 寄せられました。→別紙567-1をご参照下さい。
568	日建設計シビル 高橋正 氏	05/04/01	「第2次淀川流域委員会の発足に当たって」が寄せら れました。→別紙568-1をご参照下さい。
569	井上哲也氏	05/04/08	「しっかりしてや淀川部会!!!」が寄せられまし た。→別紙569-1をご参照下さい。
570	井上哲也氏	05/04/13	「しっかりしてや琵琶湖部会!!!」が寄せられまし た。→別紙570-1をご参照下さい。
571	淀流委ウォッチャーズ・ クラブ 細川ゆう子氏	05/04/13	「淀川流域委ウォッチャーズNo. 2」が寄せられまし た。→別紙571-1をご参照下さい。
572	森本博氏	05/04/11	川上ダムに関するご質問が寄せられました。 →別紙572-1をご参照下さい。
573	浜田不二子氏	05/04/15	「川上ダム計画に対する意見」が寄せられました。 →別紙573-1をご参照下さい。
574	日本野鳥の会京都支部 中村桂子氏	05/04/13	舟運計画のモニタリングに関するご意見が寄せられ ました。→別紙574-1をご参照下さい。
575	日本野鳥の会京都支部 中村桂子氏	05/04/14	一般意見の取り扱いに関するご意見が寄せられまし た。→別紙575-1をご参照下さい。
576	自然愛・環境問題研究所 総括研究員 浅野隆彦氏	05/04/15	「川上ダム無用の決定的論拠」が寄せられました。 →別紙576-1をご参照下さい。
577	自然愛・環境問題研究所 総括研究員 浅野隆彦氏	05/04/15	「川上ダム関連工事を止めよ」が寄せられました。 →別紙577-1をご参照下さい。
578	山岡久和氏	05/04/26	第8回住民参加部会審議に関するご意見が寄せられ ました。→別紙578-1をご参照下さい。
579	淀流委ウォッチャーズ・ クラブ 細川ゆう子氏	05/04/24	「淀川流域委ウォッチャーズNo. 3」が寄せられまし た。→別紙579-1をご参照下さい。
580	永末博幸氏	05/05/11	「『琵琶湖水位操作についての意見書 中間とりまと め』に対する意見」が寄せられました。 →別紙580-1をご参照下さい。
581	川上ダム建設促進期成同 盟会 会長 西山甲平氏	05/05/13	「川上ダムの早期本体建設着工について」が寄せられ ました。→別紙581-1をご参照下さい。
582	自然愛・環境問題研究所 総括研究員 浅野隆彦氏	05/05/14	「川上ダム関連工事を止めよ〔改訂 旧No. 577意見 書〕」が寄せられました。 →別紙582-1をご参照下さい。
583	自然愛・環境問題研究所 総括研究員 浅野隆彦氏	05/05/14	「オオサンショウウオを泣かせるな!」が寄せられま した。→別紙583-1をご参照下さい。
584	木津川上流河川事務所	05/05/16	森本博氏のご意見 (No.572) について、庶務から、 木津川上流河川事務所に問い合わせたところ、以下の 回答が寄せられました。→別紙584-1をご参照下さい。

淀川流域委ウォッチャーズ・クラブをよろしく

流域委ウォッチャーズ・クラブ連絡担当 細川 ゆう子

2月5日の第39回委員会を傍聴して、以前から危惧していたことが現実になったと思いました。傍聴者が大幅に減ったことです。任期中に、流域委員どうして話していたことですが「ダムについての意見がまとまれば、淀川水系流域委員会への社会の関心は、一気に失われるのではないか。」「それでは委員会で提言したことを、実効性のあるものにできなくなる。」と心配していたのです。以前、寺田新委員長がおっしゃったように、流域委員会の活力は、多くの「地域の特性に詳しい委員」の熱心な発言と活動、傍聴者の参加と発言、意見提出、討論会への参加などの協力に支えられてきたものです。そのパワーが急速に失われるのではないかと心配するのは、私だけではないはずです。

私なりにできることはないかと思い、「毎回出席できなくても、前の委員会の様子が伝わるようなレポートを作ろう。公のじゃなくて、生の空気を伝えるようなやつ。」と、数人の傍聴者の方に話すと「おもしろいんじゃないの。」と仰ってくださいだったので、やってみることにしました。もともと、OBの先生方に傍聴報告をしようと思っていたので、それを傍聴者みんなに見てもらうものに拡大的ことにしたのです。ただ、それだけ広げるとなると、有志の取材力では公正さを欠くので、あわせてアンケートを行い結果に基づいてレポートしていきたいと考えています。そんなわけで、「淀川流域委ウォッチャーズ・クラブ」を立ち上げることにしました。

前例のないことでしょうが、サッカーにはサポーター、野球にはファンクラブ、相撲にはタニマチがいます。流域委員会にサポータークラブがあったって、いいんじゃない？

応援だけでなく、批判もきちんとしています。でも、目的はあくまで、いっしょに「いい川づくり」をしたいということです。その思いを傍聴席から盛り上げたい。

寺田委員長、流域委員の皆さん、河川管理者の皆さん、どうぞこの取り組みの趣旨をご理解の上、温かく見守ってください。当面、傍聴レポート作成とアンケートをやっていくつもりです。よろしくお願いします。

なお、作成者の都合により（2月5日の直後に本当は作りたかったけど、本業が忙しい時期なので、できませんでした。）完成が当日の朝になってしまいました。今、プリントしながら、この意見をまとめています。内容について事前にご相談できなかったことをお詫び申し上げます。参考資料として、流域委ウォッチャーズNo. 1、アンケート3月14日版を添付します。

淀川流域委ウォッチャーズNo.1(050205版)「しっかりしてや！流域委」

「はじめまして」、淀川流域委ウォッチャーズ・クラブです。

誕生したばかりですが、私設「流域委応援団」です。一般傍聴者の本音を集め、皆さんにお届けします。まずは2月5日の淀川水系流域委員会の報告です。担当はOB委員の細川ゆう子です。

メンバーが大幅に変わってからの初めての委員会です。会場も小さく、傍聴も少ないように感じました。「今日は、どうせセレモニーだからね、いつもの4分の1ぐらい」と常連さん。OB委員では倉田先生が来てくださって、うれしかったです。

進行役は退任した芦田先生。新委員長が決まるまでとのことだけど、懐かしい声に4年間のさまざまな場面が思い出されました。

会議は委員の紹介で始まったけど、傍聴席からは新規の委員のお顔もよく見えない。初回から欠席が目立ち、継続委員では4人が欠席、1人が遅刻。いくらお忙しくても、この日くらいは出席して欲しかったなあ。欠席委員に1枚目の「イエローカード」。

委員会の目的・任務などの説明ののち、いよいよ新委員長の選出。「立候補、推薦など、どのようにしましょうか」との芦田先生の問いに、すかさず嘉田先生が「推薦にしましょう」と提案。誰を推薦するかの挙手が求められ、千代延さんと寺川さんが真っ先に手を上げましたが、無視されて池淵先生を指名。池淵先生は立ち上がり、「今までの実績から、寺田先生が適任です」と雄弁に発言されました。周囲からは「どうなってるの」と驚きの声あり。

池淵先生とは猪名川部会で一緒だったけど、こんなにはっきり発言するのを聞いたことがなかった。猪名川部会でもこれぐらいわかりやすく発言していただきたかったなあ。千代延さんから「今本先生か寺田先生がいいと思っていた」、寺川さんも「まあ、寺田先生で」ってことで、「寺田先生がいい人」、パチパチパチでおしまい。「事務局案と変わらない」、「出来レースだ」との声しきり。

ゼンネン！と言うのも、以前、川那部先生が「委員長は、互選で選ばないといけない。事務局案では、自分達が選んだ委員長だと思えず、選んだ責任が持てない」とおっしゃっていたのです。

だから互選ってことは、立候補や推薦で、3、4人の候補が上がり、「私が委員長になったら、こういう流域委員会にしたい」とそれぞれ選挙演説をし、新規の委員もみんな「あの人がいい」、「この人がいい」と議論し、最後に選挙をして決まるっていうのをイメージしてただけどなあ。傍聴席の評価が低いのは悲しいよ。

2年後には、そういう「さすが淀川水系流域委員会」と言われるような委員長選出にしてくださいね、寺田新委員長さま。

その後、新旧委員長の挨拶がありました。寺田先生の挨拶は、原稿まで用意して完璧な演説でしたが、「長いなあ」と傍聴の皆さんは私語することしきり。よく聞こえなかったせいもあるけど。

ここで、所属部会の調整のため30分以上の休憩。待つ身になると、長すぎですね。前もって調整しておいて欲しかったな。

休憩中に、何人かの常連さんや、傍聴者どうして話していたのを紹介すると、「学童が多い」、「京大出身はっかり」、「河川工学者

が多すぎる」、「年齢制限までしたのに、若返っていない」、「出席や発言がよくなかったのに、なぜこの人が残るのか」、「女性が少ないすぎる」、「若者がいない」、「地域の特性に詳しい委員が減った」など、厳しい批判をされていました。

さて後半は、委員の所属部会が発表され、部会長の選出。琵琶湖は中村委員、淀川は今本委員、木津川は川上委員、猪名川は池淵委員に決まりました。でも、せっかくの互選なのに、1人が推薦してパチパチで決まりっていうのは、やっぱりつまらない。いつもほろくそに言われてきた元猪名川部会委員としては、部会長の進行の技術で議論が活性化するかどうか決まってしまうのに、もっとよく考えて決めてほしかった。寺田委員長が、委員長代理に三田村委員を指名。部会長代理は新部会長が指名することになり、猪名川は、池淵部会長が環境の村上委員、木津川は、川上部会長が水質の村上委員を、それぞれ指名。淀川は今本部会長が「もう少し考えたい」と指名を留保、中村部会長欠席のため、琵琶湖も持ち越し。その後淀川は、千代延さんが指名されたそうです。理由は「新規の委員、河川工学者じゃない、京大出身じゃない、全会出席する意志があるの4点だそう。新委員会は、各分野の専門家が中心になるようシフトしたようだけど、一般住民の意見の反映も重要だと思う。千代延さん、一般住民代表として、ぜひがんばってね。

河川管理者から「今後の委員会を円滑に進めるため勉強会をしたい」との提案があり、「従来の委員も勉強し直したほうがいい」ときついで意見も出ました。「現地に行ったことがないから、発言できない」、「現地視察に参加してもらう」との応酬あり。

「始まった、始まった。新委員の方、がんばってね」と、笑える卒業。こうして第39回流域委員会は幕を閉じたのでした。

でも全体的には、なんか低迷した印象で終わった感じ。それで私も過去を忘れて、「低迷した議論を聞かされると、傍聴者もストレスがたまる」と発言しちゃいました。

だってね、「委員の数が減って、学者が増えて、淀川水系流域委員会はつまらなくなった」と言われたくない。そのためにはOBの先生方がどんどん傍聴に来てくださって、後任の専門の先生が流域委員会の提言に合わない発言をされたら、指摘して討論に参加してほしい。委員会に住民パワーが減った分、傍聴者の皆さんに活発に委員会に働きかけてもらいたい。そうすれば、淀川水系流域委員会はもっといい川づくりをできるようになると思う。

そのような思いで有志が集まり、「淀川流域委ウォッチャーズ・クラブ」を結成しました。個人的な意見の違いを超えて、傍聴席から「淀川水系流域委員会」が住民により開かれた委員会になるよう応援します。代表も会則もない幽霊みたいな存在だけど、かんはります。とりあえず、ニュースの発行、委員会でのアンケートなどをするようになりました。「ウォッチャーズ編集委員会」は委員会の休憩時と終了後のフロアです。意見のある方ぜひ聞かせてね。連絡・発行などは、当番、細川ゆう子が担当します。

流域委ウォッチャーズ・クラブ アンケートご協力をお願い＆アンケート用紙

流域委ウォッチャーズNo.1、お読みいただけたでしょうか？今回は、一部の方のご意見しか聞けませんでした、できるだけ傍聴席のご意見を反映した内容にしたいと考えています。ご意見、ご感想、アドバイス、お叱り、なんでも歓迎です。ぜひ、このアンケート用紙にご記入ください。

1. 「継続委員」あなたなら、誰を選びますか？または選ばませんか？

定員は、16名ですが、何人記入してもかまいません。残したい人に○、辞めてほしい人に×をおつけください。

芦田 和男		倉田 亨		西野 麻知子		松本 馨	
有馬 忠雄		小竹 武		仁連 孝昭		水山 高久	
池淵 周一		小林 圭介		畑 武志		三田村 緒佐武	
井上 良夫		宗宮 功		服部 保		村上 悟	
今本 博健		田中 真澄		原田 泰志		森下 郁子	
江頭 進治		田中 哲夫		尾藤 正二郎		矢野 洋	
大手 桂二		谷田 一三		畚野 剛		山村 恒年	
荻野 芳彦		田村 悦一		藤井 絢子		山本 範子	
嘉田 由紀子		塚本 明正		細川 ゆう子		吉田 正人	
川上 聡		寺川 庄蔵		本多 孝		米山 俊直	
川那部 浩哉		寺田 武彦		槇村 久子		鷺谷 いづみ	
川端 善一郎		寺西 俊一		榊屋 正		和田 英太郎	
紀平 肇		中村 正久		松岡 正富		渡辺 賢二	

2. 新しい流域委員会の顔ぶれについてのご感想

該当するものに○をおつけください。

- ① 学者が ・多い ・適当 ・少ない ・その他 _____
- ② 地域の特性に詳しい委員 ・多い ・適当 ・少ない ・その他 _____
- ③ 年齢制限すべき？ ・意味があった ・意味がなかった ・どちらとも言えない ・その他 _____
- ④ 年齢のバランス ・よくなった ・変わらない ・悪くなった ・その他 _____
- ⑤ 男女のバランス ・よくなった ・変わらない ・悪くなった ・その他 _____
- ⑥ 専門分野のバランス ・よくなった ・変わらない ・悪くなった ・その他 _____
- ⑦ 何でも、感じたことを _____

3. 流域委ウォッチャーズについて

- ・ 次号も読みたい ・ もらえば、読んでもいい ・ もう読みたくない ・ その他 _____

4. ウォッチャーズ・クラブに参加してくれる？

- ・ 参加したいので、傍聴しなくても送ってほしい。 メールアドレス _____
- ・ アンケートぐらいは協力してもいい。
- ・ 参加するのは、ごめんだ。

ご協力ありがとうございました。

第2次淀川流域委員会の発足に当たって

日建設計シビル

高橋 正

1. はじめに

先年、第1次淀川流域委員会の「提言」について、私の考えるところを取りまとめ、意見として、提出させていただきました。今回、河川管理者が取りまとめた「淀川水系河川整備計画基礎原案」に対する第1次流域委員会の意見書を通読し、流域委員会が取りまとめられた「提言」を読んだ時と同様に違和感を強く感じています。前回の「提言」に対する私の意見は

- ①過去から学ぶ謙虚さ
- ②多様な価値観を許容する寛容さ
- ③健全な常識に基づく判断
- ④未来志向、21世紀の理念を求める姿勢
- ⑤定量的に考える必要性

このような姿勢が数多くの委員を構成員としながらも、流域委員会には欠けていること、さらに、提言全体に一貫して基調として存在している「感覚的・情緒的な天然至上主義」で河川管理を考えることの危険性を指摘したつもりです。

4年間の流域委員会の活動は、委員の皆様や国土交通省を初めとする関係者には大変な御苦労と負担であったかと思います。この努力は、向こう20年から30年にわたって「琵琶湖・淀川と地域住民との関係が豊かで実りあるものとなる」ことに反映させる必要があります。しかしながら、私が入手した資料を通読する限りでは、私には第1次流域委員会の各種の提言やその中で示された考え方によってのみでは、琵琶湖・淀川と地域住民との関係が豊かで実りあるものとなるとは思えません。

今回は、第2次流域委員会が発足するに当たって、第1次委員会の議論全般に対する意見ではなく、2つの意見書に対して意見を申し述べたいと考えます。

2. 琵琶湖の水位について

委員会の意見では、琵琶湖の水位管理について「瀬田川洗堰の操作規則をまず見直して、琵琶湖本来の水位変動に戻すこと」を主張されています。

A. 水位変動と漁獲量の関係

その根拠として、コアユおよびコアユ以外の魚類漁獲量推移から平成4年操作規則変更から漁獲量が激減したことが上げられています。漁獲量統計値の不確実性、信頼性はさておき、漁獲量の変動については、素人の私ですら、関連する要因として、・魚類の資源現存量・再生産能力・漁獲努力さらにはオオクチバス等による捕食圧力等、様々な要因を挙げ

ることができます。この推移図からは

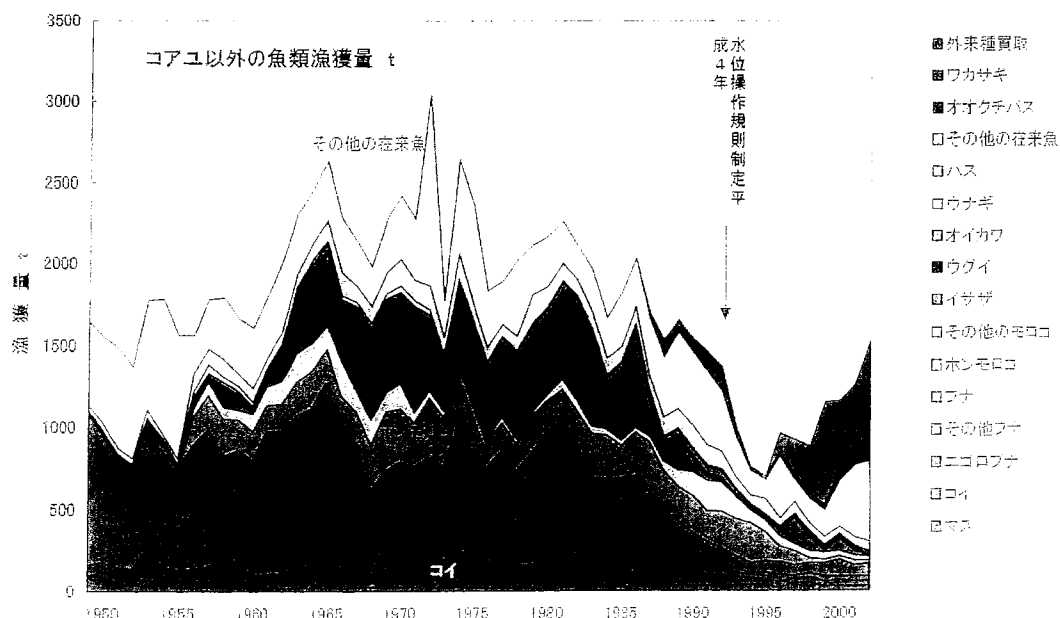
- ①1980 年までは、漁獲努力（漁船の動力化等）の拡大とともに漁獲量は増大してきた
- ②1980 年代以降、資源再生産能力を超える漁獲が行われるようになってきた
- ③このため、漁獲量は減少し、1990 年代前半には 1000 t を下回る漁獲量となった
- ④その後、95 年から近年にかけ、資源量（外来種を含めた）は増大傾向に転じたと推測されるが、種構成の変化が大きな問題となっている
- ⑤種構成、魚種別の現存量の変化について、図中にも示されている外来魚の現存量の増大が、在来種の存続をも脅かす可能性があること。（各種養殖事業において、養殖魚漁獲量 1 kg あたりの給餌量は一般的に 5~7 kg 程度とされ、これから類推すると、その捕食圧は無視できないと考えます）。
- ⑥コアユ漁獲量については、経年的には大きな変動を示すが、1 年魚であることや人工河川における種苗生産の効果もあり資源減少の傾向はない

程度が示唆される程度であり、数多くの要因によって決定される漁獲量が、琵琶湖の水位操作、とりわけ、新たな操作規則変更による水位操作によって一意的に支配されているとの解釈は

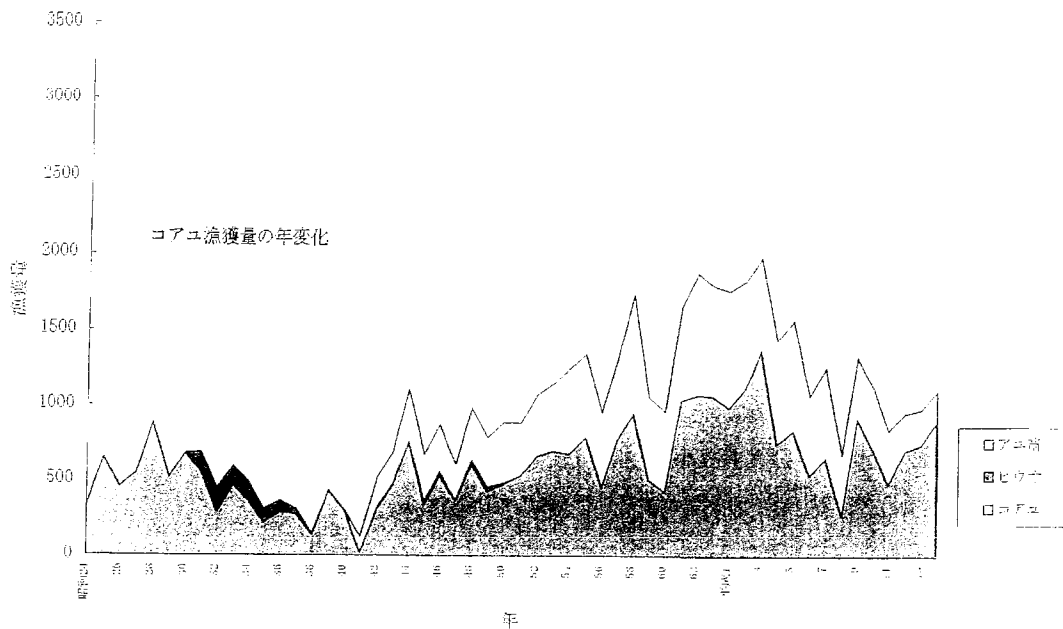
- ①産卵障害の結果が、漁獲量へ反映するのに必要な時間遅れ：フナが産卵し、成魚となるに必要な年数は 3~5 年？と見るならば、漁獲量推移図から水位操作のみを漁獲量減少の原因と判断できません。

- ②95 年以降の漁獲量の増大傾向を説明することが出来ません。

を考慮すると、自然現象の解釈としては、あまりに単純で同意できるものではありません。



「流域委員会資料」より



また、琵琶湖における魚類という高次生産者の現存量を規定する1次生産、2次生産については、(近年、富栄養化レベルが低くなったとは判断できませんから)琵琶湖において大きく変化しているとは考えられません。すなわち、琵琶湖の水産資源量を保持するポテンシャルである生産レベルは変化しておらず、相応の魚類資源現存量を保持することは可能と判断されます。

このように考えると、琵琶湖の生態系の保全とそれを基礎とする水産業の持続的な展開のためには

- ①琵琶湖内の各種生物の現存量と再生産能力を正確に把握した上で、持続可能性を確保できる漁獲量を各魚種別に定めるなど、資源管理型の漁業についての研究と早急な琵琶湖における展開・実施こそが求められている
- ②琵琶湖の温水性魚類の保全、生態系再生に係わる要因には数多くのものがある。これらが、琵琶湖水位の自然的変動に一意的に依存し、出水後の急激な水位低下が無ければ、琵琶湖の自然が再生する、あるいは環境回復が行われるといった議論に組することは出来ません。(出水後の水位上昇時に産卵された卵が水位低下によって干しあがり、資源再生産が困難となることが、琵琶湖における魚類資源量を決定的に支配するとは、私には考えられません。魚類の産卵数は、とてつもなく数多くの大きなリスクを克服できるように数万のオーダーを持つものと理解しています。)
- ③私は、資源管理型の水産業を琵琶湖へ導入することが、琵琶湖水産業の不可逆的、壊滅的状况を避ける唯一の方策と考えています。当然ながら同時に外来種対策や、人工的な水位変動にも対応できる産卵床の整備等、総合的な対策を推進する必要があります。これらが、豊かな生態系の保全にも寄与することとなります。

(地球の大半を占める海洋においてすら、過剰漁獲による資源量の減少が指摘されています、閉鎖性水域である琵琶湖では、持続的資源維持のためには再生産を可能とする範囲での漁獲量に抑制することは、必要不可欠と考えます。)

B 琵琶湖の自然水位変動

流域委員会では、琵琶湖の水位操作について、出来るだけ自然のリズムに近い操作が望ましいとし、その理由として以下の3点が挙げられています。

- ①数十万年に渡る自然条件のもとで琵琶湖生態系は成立してきた。琵琶湖水位の人為操作がこれを破壊しており、元の自然のリズムで琵琶湖の生物多様性、自然環境の回復が図れること。
- ②洪水期制限水位を引き上げることは、琵琶湖沿岸域での洪水リスクを大きくするが、人命にかかわる被害の可能性は低く、経済的補償で対応可能である。
- ③洪水期制限水位を $BSL \pm 0 \text{ cm}$ とすることによって、長期的渇水による水位低下を抑制できる。

第1点めについては、すでに述べたように琵琶湖水位の人為的操作が琵琶湖の自然環境を破壊し、生物多様性を損なっているとの見解はあまりに単純であり、このような琵琶湖の水位が自然状態となれば、すべての問題が解決するかのような見解は、総合的な琵琶湖の生態系保全への取り組みを阻害するものと考えます。(科学的知見に基づく琵琶湖生態系保全への取り組みが、河川管理者の責務かどうかは、また別の問題として議論されるべきことでしょう)

また、自然のリズムに近い水位変動が、水陸移行帯の多面的機能の再生につながるものと期待されていますが、多面的機能の再生の内実が、迎洪水期における制限水位の引き上げと、それに伴う洪水期における湖辺の水田浸水、それに代替する「おかずとり漁業」の復活であり、これが、地域住民と琵琶湖との豊かな関係というなら、これまた、全く同意できません。

琵琶湖と人間との関係は時代とともにその望ましい形を変えます。農業生産を基幹として成立している社会と、高度に工業化、情報化した社会では、その望ましい形は自ら異なるはずです。その21世紀におけるあり方を示すのが「流域委員会」の役割であるはずです。この様な、情緒的、懐古的な理念で21世紀を考えることが正しいこととは思えません。

2点目の琵琶湖湖辺の浸水被害について、洪水期制限水位を $BSL \pm 0$ とすることによって、琵琶湖沿岸域での浸水リスクは増大するが、琵琶湖沿岸域での被害は人命にかかわる被害の可能性は低く、経済的補償で対応するとの考えについて、琵琶湖沿岸域治水と淀川下流治水の間に利害の衝突があることを明示し、その利害を比較考量する立場は、説明責

任の観点から望ましいことと考えますが、上下流の利害の調整を下流における人口、資産の集積、氾濫形態等を優先配慮することによって、先験的に下流優先とすることは、上下流の治水努力に対する公平性の確保の観点からは問題と思えます。琵琶湖沿岸域においても土地利用を高度化したいとの要望は当然認められるべきで、一方的に、上流域の住民が受忍を強いられることは問題と考えます。治水を巡る利害調整について、公平性を確保することが重要であり、当事者を含めた真摯な議論が必要と思います。

3点目の琵琶湖の長期水位低下を避けるため、洪水期制限水位をBSL±0とすることについて、流域員会の意見書では長期的水位低下によって水陸移行帯としての湖岸域の構造と機能が失われる恐れがあるとし、その要因として以下の7つの要因を挙げられています。

- ①長期的水位低下は琵琶湖の湖盆形態を変化させると予測される。
- ②長期的水位低下は湖棚底質を泥質化させる恐れが高い。
- ③水位変動による乾湿サイクルによって保持されてきた水質浄化作用が長期的水位低下で消失する恐れがある。
- ④湖岸域の砂浜の湿潤環境の消失によって水質浄化機能が失われ、富栄養化が進行する恐れがある。
- ⑤長期的水位低下によって水生植物が減少、浄化作用が著しく低下する恐れがある、南湖では沈水植物面積の増大が観測されている
- ⑥内湖の機能が低下する
- ⑦水質浄化機能の劣化によって様々な問題が生起する可能性がある

これらの各要因について、私には議論を展開できる知見も見識ありませんが、すべての意見の末尾は、「恐れがある」、「可能性が高い」、「予測される」とあり、委員会としても絶対の自信の御主張とも思えません。

各項目について、簡単に思いつくことを以下にコメントいたします。

- ①湖盆形状の管理は大きな課題ですが、この観点からは、琵琶湖南湖では砂利の採取による直接的な形状変化のほうが大きく、今後、検討すべき課題と思われます。
 - ②底質の細粒成分は水深が深い部分に移動すると考えられます、ご指摘とは逆に水位低下によって水深の浅い湖棚底質の泥質化は抑制されませんか？
 - ③と④は使い分けが恣意的と思われます。水位低下は永久に続く事は無く、水陸移行帯、砂浜いずれでも乾湿サイクルによって、有機物の分解が進行し、土壌によるリンの吸着力回復が期待されることになると思います。
 - ⑤水位低下によって、水生植物は種によって増殖するもの、減少するものがあると思われます、その群集構造の変化によって、自浄作用も変化することと思われます。
- ところで、南湖では長期的水位低下の伴う沈水植物面積が増大し、浄化作用の増大が期待できるのでしょうか？

⑥内湖の果たす機能については、その多様な機能を維持するために琵琶湖と内湖との連続性をどのような形で保持することが必要かを明らかとし、しかるべき対応を行うべきと思います。

⑦について、特にコメントはありませんが、流域委員会として、将来的な水環境を巡る外的条件の変化、すなわち、降雨、降雪、気温等の変化をどう考えておられるか？が不明です、ここでは近年の少雨化傾向を前提とされ議論を展開されています。

一方、利水面、治水面ではどのような想定のもとで議論されているのかよく判りません。

降雨量が少なく、琵琶湖の水位が低下した事例は、近年では平成 6 年が私の記憶には新しいものですが、渇水を度々経験したにもかかわらず、委員会の意見書に示されたような現象が琵琶湖内部で生起し、水環境が回復不可能なほど著しく悪化したとは思えません。

C 琵琶湖の治水と琵琶湖水位について

琵琶湖の特徴は 120 本の流入河川に対して、流出河川は瀬田川ひとつであること、流域面積はほぼ滋賀県の行政区域と一致し、湖面積の 6 倍であることなどがあります。

このような特性から、琵琶湖流域で 100mm の降雨があった場合、約 30 cm の湖面水位上昇があるとされている。また、水位上昇に要する時間は半日から 1 日で、時間遅れは殆どないとされている。

明治 29 年（1896 年）の 9 月には 3 日から 12 日の 10 日間に 1,008mm の降雨があり、7 日には 597mm の降雨があつた、このため、琵琶湖の水位は B S L +3.76m まで上昇し、浸水区域 16000 ha、浸水期間は 237 日の長期に渡った。（このことは、前述の流域内に 100mm 降雨があれば、30 cm の水位上昇があるとの関係の妥当性を示しています）。

一方、瀬田川からの疎通能力から放流に伴う水位低下速度を計算すると、水位によって放流量は変化しますが、単純化すると以下の通りです

疎通能力：50m³/s の場合（瀬田川浚渫以前） 6mm/日

疎通能力：800m³/s の場合（琵琶湖総合開発後の放流能力） 約 10 cm/日

すなわち、琵琶湖流域で過去最大と同程度の降雨があった場合、時間遅れも無く琵琶湖水位は 3m～4m 上昇すること、降雨開始から琵琶湖水位を低下させる全開放流を行っても、水位低下速度は最大 10 cm/日程度であること、等を考慮すると琵琶湖沿岸域の治水のためには、迎洪水期の制限水位の設定が決定的に重要であることが判ります。

また、浸水期間の短縮のためには、瀬田川の放流能力が重要であることは疎通能力別の水位低下速度から容易に理解されます。これが、瀬田川疎通能力の拡大が琵琶湖沿岸住民

の永年に渡る悲願であった由縁でもあります。

- ・琵琶湖沿岸域の浸水被害抑制のためには迎洪水位の設定が決定的に重要であり、
- ・瀬田川疎通能力拡大は浸水期間の短縮の観点から重要である。

琵琶湖沿岸域の浸水被害を防御する観点からは、洪水期制限水位を引き上げは直接的に被害の拡大を招くものとなります。

D.琵琶湖水位に関するまとめ

- ①琵琶湖沿岸域の治水のためには、迎洪水期における制限水位の設定が決定的に重要であること。
- ②また、浸水期間の短縮化の点からは、瀬田川疎通能力の拡大が重要であること
- ③洪水期における琵琶湖水位を高めに設定することは、琵琶湖沿岸域の治水安全度を低下させるのみならず、治水を巡る上下流の利害衝突を拡大するものであること。
- ④上下流治水安全度をめぐる利害調整のあり方について、公平性を確保することが重要であり、当事者を含めた真摯な議論が必要であること。
- ⑤数々の要因によって決定される漁獲量が、琵琶湖の水位操作、とりわけ、新たな操作規則変更による水位操作によって一意的に支配されており、出水後の急激な水位低下が無ければ、琵琶湖の自然が再生する、あるいは環境回復が行われるといった議論に妥当性を認めることは出来ないこと。
- ⑥琵琶湖内の魚類資源保全のためには、各種生物の現存量と再生産能力を正確に把握した上で、持続可能性を確保できる漁獲量を各魚種別に定めるなど、資源管理型の漁業についての研究と早急な琵琶湖における展開・実施こそが求められていること。
- ⑦温水性魚類資源の保全のためには、そのほかにも、外来種対策、水位変動にも対応可能な産卵床整備を推進し、コアユ資源保全と同様の効果をあげるべく努力する必要があると考えられること。

3.ダム建設について

A.建設の是非

ダム建設について、流域委員会の意見書では

「しかしダムが治水効果を発揮するのは、貯水容量が大きくかつ洪水防御の対象地点に近い上流に位置する場合であって、計画規模を超える洪水に対しては効果が低下・消失するうえ、ダムの集水域以外の残流域における降雨による洪水に対しては効果がないため、ダ

ムができれば「万全」というわけでないことも確かである」

この意見はダムの機能を低く評価したいとの願望を表現したものに過ぎません。そもそも、

- ①ダムであれ、なんであれ、社会基盤施設を計画する上で、自然条件、社会条件を考慮して、適切と思われる計画期間、計画規模を社会的に合意できる範囲で設定することは、計画論として妥当性をもつことは自明と考えます
- ②すなわち、1万年に1回や千年に一回の大きな降雨規模で、ダムや堤防を計画することは、その規模がいたずらに大きくなり、社会的合意形成が困難であり、経済的な負担も大きい現実的ではありません。このため、100年あるいは200年に一回程度起こるであろう降雨規模で施設規模を検討することは極めて妥当な計画行為と考えます。
- ③これに対して「計画規模を超える洪水に対しては効果が低下・消失する」との批判は明らかに不当な批判です。

「ダムの集水域以外の残流域における降雨による洪水に対しては効果がないため」と言う批判についても妥当性は全く認められないと考えます。治水の効果は水系全体で議論すべき問題と考えます。治水事業の大きな柱である堤防整備について、下流から整備を進めることが基本とされています、これは、上流の疎通能力が下流を上回ると下流において被害が発生する恐れがあるためです。この制約が狭窄部の開削を困難としたり、上流域における堤防整備の自由度を奪っています。

ダムによって下流の洪水流量を低減させることによって（言い換えれば、下流の余裕疎通能力を拡大させることによって）、ダムの集水域以外の残流域における洪水対策の自由度を向上させることが出来ます。すなわち、下流堤防整備優先の度合いを低減させ、治水事業の自由度が大きく拡大することとなります。水系全体で考えるならば、ダムの効果は流域全体に及ぶと考えるべきです。

さて、ダムの治水効果について「流域委員会」では各ダムの基準地点より上流の流域面積に対して、ダム貯水池流域面積の割合、と治水容量の大小で治水効果を論じられておられます。（流域委員会の議論で数値が取り扱われている殆ど唯一の箇所？）その結果、丹生ダムと大戸川ダムについては治水効果ありとされ（流域面積比はそれぞれ45%、87%）、川上ダム、余野川ダムについて、治水効果は限定的（流域面積比はそれぞれ11%、10%）とされています。これらの数値の評価基準はよく理解できません。感覚的な大小がそのまま治水効果の大小として論じられています。

淀川水系工事実施基本計画によると、200年に1回の確率で起こる大雨で、枚方地点の基本高水流量は毎秒17000m³であり、上流ダム群と琵琶湖で毎秒5000m³を調節し、堤防で毎秒12000m³に対処する計画となっています。

上流ダム群（9 ダム、1 調整池、琵琶湖）で約 30%の流量を調節していることとなります。私は、この数値は高く評価されてしかるべきと考えます。そもそも、ダムの建設適地はそんなに多くは無く、数多くの努力を積み重ねることによってのみ治水効果を期待することが出来ると考えます。

B.堤防の強化方策について

さて、委員会では、これからの治水に対して、ダム以外の方法によること基本とし、「いかなる大洪水に対しても壊滅的な被害を回避・軽減することを目標とすべき」であり、「土堤原則」を脱却し、混成堤防による越水対策を検討・実用化する必要がある」としています。（そもそも、蛇足ではありますが、ダムは環境を壊滅的に破壊し、堤防は環境を破壊しないかのごとき前提に立った議論が問題と思います。河道に沿って線的に建設される堤防は、市民生活の場に近く、景観を初めとして大きな環境改変を引き起こしていると思います。ダム、堤防ともこのような環境破壊を補って余りある我々の安全の確保という効果を持っています）

都市内河川については、堤防は土地の制約からコンクリート護岸や鋼矢板護岸が用いられています。与えられた条件の下、ご指摘のように「土堤原則」に拘らず、最適な堤防形状、構造形式が採用されれば良いと思います。

一方、堤防は線的構造物であり、洪水のエネルギーは線構造の中で一番の弱点に集中しますから、その効果を発揮させるためには、全区間、あるいは相応の効果を期待できる区間全域での整備が必要です。このため、その整備には大きな費用と長期間を必要とすることは明かです。

流域委員会では、越水による壊滅的な被害を回避するとの考えに立脚されていますが、現在の堤防は越水に至るまでに・浸食・浸透によって破堤に至る強度しか持っていない堤防区間が多く存在します。

国土交通省ホームページに、平成 8 年から堤防の概略検討、詳細検討を実施した結果が掲載されています。その結果によると、淀川については 303 k mの内、詳細検討が完了した区間は約 1 割の 33 k mに過ぎず、その内、10 k mで浸透破壊に対する安全度が不足している結果となっています。すなわち、越水に至るまでに堤防が破堤してしまう可能性のある堤防区間が最低でも 10 k mはあることになります。

一方、混成堤防については、前回にも指摘させていただきましたが、・構造上解決すべき問題・環境上解決すべき問題があります。

- ・材質、強度の異なる材質で一体構造を作るとは、極めて難しいことです。これは外力に対して、それぞれの材料の変位、応答、強度が異なるためです、異なった材質の一体化で成功している構造物は、引っ張りに強い鉄筋と圧縮に強いコンクリートの複合体である鉄筋コンクリートぐらいではないでしょうか

- ・地震時の応答等も異なりますので、地震時の応答の差異、強度も問題となりましょう。昨年のように年に10回も台風が上陸することを考えると、台風と地震が同時に生ずる可能性も視野に入れておく必要があると思います。
- ・環境面では、堤防内に鉄管杭やソイルセメント連続壁を設置することは、地下水の移動阻害など、今後、解決すべき課題も多い。河川の持つ大きな機能の一つに周辺地域への地下水供給機能があります。この機能を阻害する程度についての検証は必要不可欠だと思います。

以上、堤防整備の現況やその破提要因、混成堤防の問題点、整備に要する期間と費用等を考慮すると、越水以前に浸透や浸食によって破提する可能性のある堤防区間について、その弱点を補強する改修を優先的に進める必要があると考えます。

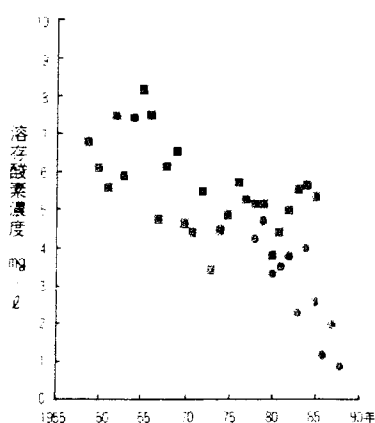
混成堤防については、その強度、地下水を含めた環境への影響、さらには、建設費と予算など、今後、調査研究を進め、防災上重要な区間について建設を検討していくことが必要だと思います。

C. 丹生ダムについて

琵琶湖流域に建設が計画されている丹生ダムについて

- ①融雪水をダムに貯留することによる深層水の低酸素化の促進
- ②ダムで富栄養化した水を流すことによる水質への影響
- ③微細砂の運搬による湖底の泥質化

これらの影響によって「琵琶湖の生態系に対して重大で回復不可能な影響を及ぼす恐れがある」としている。また、既存ダムが琵琶湖に及ぼした影響についても不明であり、これらの懸念を払拭することは到底できない」と述べられている。



融雪水が春先に流入することによって琵琶湖北湖の深層へ溶存酸素が供給されており、それが、北湖の深層部の溶存酸素濃度維持に寄与している。との見解が①の議論の根拠となっている。

琵琶湖深層水の年最低溶存酸素濃度の経年変化を見ると

①経年的には、減少傾向にあることは明らかで、下水道整備による有機物および栄養塩の流入負荷削減効果による有機汚濁の抑制は十分に現れていない。

②琵琶湖の滞留時間の大きさから、底層におけるこの溶存酸素の濃度低下の進行は、慣性力を持った形で進行していると思われる。

図 琵琶湖の深層水における年最低溶存酸素濃度経年変化

(びわ湖の水循環) 琵琶湖研究所 ③また、積雪水量と北湖深層水の年最低溶存酸素濃度

の関係図をみると、流域委員会が指摘している融雪水量と北湖の底層水の溶存酸素濃度との関連性は明瞭と思われる。

④一方、経年変化図と近年の気象状況から判断すると、

- ・最低溶存酸素濃度が経年的に減少傾向にあり、近年に積雪量が減少傾向にあれば、
- ・融雪水量と北湖底層部溶存酸素濃度の関係は図に示される形と同様の物となります。
- ・図中に各データの年次が表示されていないので、この点は検証できません、是非とも委員会でご検討をお願いしたいと考えています。

琵琶湖における酸素の収支（湖面、河川流入量、内部における酸素消費量）の定量的把握の上で議論が展開されることを望みます。

ここで、私の指摘したいことは、北湖の底層溶存酸素濃度の低下を本質的に支配している原因は琵琶湖における有機汚濁の進行であり、下水道整備、高度処理に加えて、非点源汚濁対策へとさらに発展させた総合的施策の展開が必要とされていることであります。

（その時には、融雪水に含まれる有機物対策も検討課題とする必要があると思います）

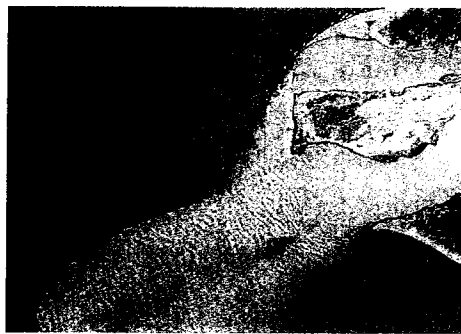
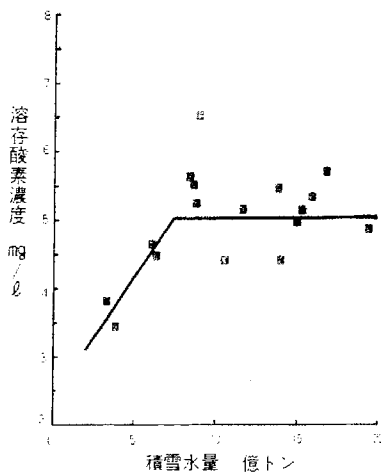


図 積雪水量と北湖深層の年最低溶存酸素濃度 写真 姉川の融雪洪水
(いずれも「びわ湖の水循環」：琵琶湖研究所)

また、丹生ダムの建設によって富栄養化した水が琵琶湖へと流入するとの指摘については、内湖は、琵琶湖周辺に存在するダムと同様に、水質的には栄養塩貯留と有機物内部生産水域の役割を担っていると考えられます。この観点からは、内湖が生態的機能を担っているとしても水質的な機能は同様と考えるべきです。

さらに、ダムの建設によって微細砂の運搬による湖底の泥質化が進行するとの指摘は、ダムによる濁水長期化問題を念頭においてのことと思われるが、発生源は流域内であり、

琵琶湖における収支を考えると、流入の時間配分の差に過ぎず、ダムからの選択放流等によって対応することは十分に可能と考えます。

4.おわりに

この 4 年間の流域委員会活動の足跡をほんの一部しか知ることの出来ない立場ではありますが、この間の推移、議論および提言の内容を読むと、何かしら、徒労感を感じてしまいます。個人の持つ世界観、価値観はなかなか変化はせず、委員会の結論は委員の人选が終わった段階でその外形が概成してしまうなら・・・・

21 世紀は間違いなく情報化社会であり、「21 世紀にあって、組織の運営・生産性向上を阻害する大きな要因は、自己の持つ知識のみが役に立っている」と考える「知的傲慢さ」にある」（たしか、ドラッカーの言葉）との指摘があります。人はややもすると自分の専門分野を偏愛します。前回の意見書でもこの点を指摘させていただきました。

再度、意見を述べさせていただきます。河川管理の目的とする、治水、利水、環境という相異なる目的をバランスを取りながら達成して行くためには、場面（洪水時、渇水時、平常時）毎に、利害関係者（上流、下流、右岸、左岸、利水者、世代間）の利害の最適化を図る必要があります。その判断の基礎・基盤は「健全な常識」に置かなければなりません。

また、自然現象を把える場合にあっては感情的・情緒的な判断が優先し、情緒的な雰囲気流された議論を展開することしか出来ないのが日本人である。としたら、意識的に現実を確り見据え、個々の課題について具体的に、突き詰めて考えていく以外に道はありません。

第 2 次流域委員会が、向こう 20 年から 30 年にわたって「琵琶湖・淀川と地域住民との関係が豊かで実りあるものとなる」ことが出来る成果をあげられることを、心から祈念します。そのためには

①降雨などの外的条件に見通しについて、温暖化を含め何通りかのシナリオを設定し、将来的な対応をそのシナリオ毎に検討しておく必要があると思います。私には、気象条件の変動が激しくなっていくことは必至と思えます。環境を考える時には少雨化傾向を謳い、利水を考える時には少雨化傾向は考えない恣意性は克服されるべきです。

②琵琶湖・淀川のビジョンを示すこと、治水安全度が 200 年に一度の洪水に対応、利水安全度は 10 年に一度の渇水に対応、環境については、空間利用と水環境保全と区分

し、河川の将来像が示され、これに基づいて河川行政が展開されて来ました。

それに代わるものが委員会によって示されているとは思えません。図、表、数値を用いて、琵琶湖・淀川の将来像を示すことによって、多くの関係者が、その姿を容易に理解できることが望まれます。流域委員会の提言、意見書は殆どが文章のみで構成されています。文章のみで意図、意志、情報を伝えるのは、数十年まえのお役所仕事だと思います。揚げ足を取られないように推敲すればするほど、スコラ哲学の様相を呈すこととなりませんか。

③前回の意見書でも述べさせていただきましたが、河川管理は、治水、環境、利水という相異なった目的があります。時代による要請、価値観の変化によって、それぞれの目標の持つ比重や重点が変わります。この目的間の調整に当たっての21世紀における哲学を提示していただきたい。治水→利水→環境と総合化、多様化してきた河川管理の行く先は、今後とも変化していくと考えられ、向う20～30年程度における哲学を考えることも非常に困難な課題とは思いますが・・・

④すでに何度も述べたことですが、健全な常識に基づく定量的な検討をお願いします。これが、情緒的な雰囲気支配された議論の不毛さを克服する唯一の方策と考えます。

以上。

しっかりしてや淀川部会！！

淀川河川事務所は、いろいろ委員会があるようですが水上バイク問題はやる気ないようです。滋賀県同レベルの縦割り？です。 <http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/meeting/index.html>
整備局内でこんな調子ではどうすんねん？滋賀県といっしょやないか（委員長の選びかたも）

淀川大堰閘門検討委員会（委員長 中川 博次）という舟運の”振興”をはかる委員会でも船舶航行について影響で、数ノットの船舶を調査して 100km/h で集団で走り回る水上バイクは調査していません。 http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/meeting/ozeki/5th_ozeki/img/eikyo.pdf

淀川環境委員会でも、同様のようです。

新委員会の淀川部会委員におかれては、提言、意見を出しっぱなしで終わらないように、責任をもって淀川河川事務所主管の関係委員会に反映されているか検証ください。

どうも、各委員会も縦割りで情報の共有化がはからていないようなので、以下、第2回淀川本川河川保全利用委員会にだした意見です。

淀川本川に関する意見

1. 「摂津市一津屋地区淀川河川敷の低水敷き」を、PW 安全協会なる水上バイクの団体に管理させ”実質的に”占有利用させていることは問題である。実質的に管理後も MTBE が検出されることがあったことから、利用者管理はできていないと考えられる。
2. 本委員会で水上バイク、車両侵入等の一時的な利用によるによる河川環境の著しい悪化についての十分な資料、情報提供が行われず、大部分の現場の悲惨な状況を知らない委員によって、議論を進める淀川河川事務所の姿勢はもっと問題である。淀川水系流域委員会での水上バイク関係資料はすべて提供されるべきである。

3. 淀川では水上バイク利用、河川敷への車両侵入は全面禁止とすべき

理由

- ・水上バイク自体がレジャー用品としては何の社会的責任もわきまえない企業が作った欠陥商品（ただし、救急、災害対応の機器としてはその機動性のみ有用）
- ・淀川水系流域委員会では、30%のガソリンとオイルを垂れ流す2サイクルエンジン水質汚染から問題取水域より下流への誘導が議論されているが、全域にわたりは鳥類等への影響で不可よって全面禁止
- ・琵琶湖で禁止になる2サイクルエンジンを下流の取水域および上流で使用するのはおかしい。
- ・過去（平成10年12月）に淀川水質協議会（水道事業者）より禁止に関する「水上オー

トバイを原因とする有害物質による水道水源の汚染防止措置に関する要望」が出されている。レジャー利用者（水上バイク）が垂れ流すガソリン、オイルにより VOC センサーが毎週末なり、税金で活性炭等を投入するのはどう考えてもおかしい。また、高度浄水で取り除けるので大丈夫というのもおかしい。本来、水道事業者はできる限り清浄な水を取水すべき

- ・関係車両の自然の河岸への車両侵入で生態系が分断される

4. 環境、利用（他の適正な利用者との）の側面からみると河川域での水上バイクの利用が不可能であることを説明させていただくのでぜひとも淀川管内河川保全利用委員会に招聘されたい。

以下、世界の良識

琵琶湖水上バイク問題報告書「びわ湖を救え！」びわ湖自然環境ネットワーク、2004-2005 Pより

各国の取り組み

水上バイクは 1970 年代にカワサキによって商業ベースによる生産がはじまった。インターネットによって調べる限り、水上バイクによる問題が、海外で指摘されはじめたのははじかれたのは 1990 年初頭である。当初はインターネットが普及していなかったという事情もあるかもしれないが、水上バイクの普及に伴い、それまで局地的だった問題が、

1990 年代には社会問題になってきたと見ることができよう。しかしそれでも 1990 年代初頭は、まだ水質や大気汚染の問題には気づいておらず、主に水泳者や他船舶との衝突等の危険性や、騒音問題を理由とした規制であった。ここで注目しておきたいのは、衝突や騒音問題だけでも各国では、航行禁止などの強い規制を打ち出してきたことである。

地域 規制内容 資料

アメリカ・509の国立野生保護区のうち508の地区 水上バイク禁止 A

アメリカ・375の国立公園地域（含レクリエーションエリア）のうち341（更に21の国立公園地域のうち13ヶ所、2002年4月現在） 水上バイク禁止 A

アメリカ・カリフォルニア州・多くの貯水湖

（アンダーソン・カレロ貯水湖、ロス・バケロス貯水湖、サン・パブロ貯水湖など）

水上バイク禁止 B

アメリカ・カリフォルニア州・キャニオン湖 水上バイク禁止（1991年6月より） B

スイス・すべての湖 水上バイク禁止 A

アメリカ・カリフォルニア州・サンフランシスコ市および郡 海岸から1200ftでは水上バイク 禁止（例外あり）（1998年10月より） B

アメリカ・カリフォルニア州・マリン郡 すべての水域で水上バイク禁止（1999年11月より） B

アメリカ・カリフォルニア州・コヨーテ湖 水上バイクは一日あたり最大35台まで。
（2000年5月より） B

アメリカ・カリフォルニア州・タホ湖

(a) 10馬力以上の従来型2ストローク・エンジンの禁止。ただし帆船の補助エンジンを除く。
（1999年6月より）

(b) 1999年1月27日以前に購入された直接噴射式でないエンジン、帆船補助用従来型2ストローク・エンジン、10HP以下の従来型2ストローク・エンジン、およびUSEPA 2001基準だけを満たしているエンジンの禁止。（2001年10月より） B

日本・琵琶湖 従来型2ストローク・エンジン船の禁止（2008年4月より） c

出典

a The Conservancy of Southwest Florida. “Position Statement, Personal Watercraft,” revised, February 22, 1999.

b California Department of Boating and Waterways, “Local Restrictions on Personal Watercraft and/or Two Stroke Engines”
(http://www.dbw.ca.gov/mtbe_list.htm).

c 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例

1990年代半ばごろに水質汚染問題を指摘する専門論文が徐々に発表されるようになり、1990年代の終わりごろには、水質問題が大きく取り上げられるようになった。言い換えると、水上バイク問題の全体像がようやく見えるようになって来た。それにつれて、ほぼすべての米国の国立公園での水上バイク禁止など、規制が広がってきている。

第32回 琵琶湖部会提出意見

平成17年4月13日

しっかりしてや 琵琶湖部会！！！！！！！！

彦根市新海浜 井上哲也

淀川水系流域委員会では第2回(参考資料4 参照)より水位操作が原因の1つである琵琶湖湖岸の水害(侵食)について幾度となく報告してきましたが、滋賀県においては、地元新海浜自治会の反対にもかかわらず、河川法第16条の二の3に基づく淡海の川づくり検討委員会地域委員会の継続審議もなく、出席者への確認もない行政の地域協議会等の議事要旨の作文をもとに新海浜の浜欠け対策の突堤工事が実施されようとしています。説明のない中で住民意見の反映されない工事開始の連絡に地元住民は当惑しております。当地の浜欠けについては、平成13年6月8日の琵琶湖部会の新海浜視察の際は、住民相手に専門家として、えらそうに解説されていた河道形状・土砂移動の専門家はいましたが、その後の淡海の川づくり検討委員会(江頭進治委員長)でも有効な対策を提言できず(せず)、多額の予算を伴い景観、環境を著しく悪化させる工事が漫然と行われようとしています。



琵琶湖部会

ニュースレター

2-3号より

一方で、3/24 琵琶湖河川事務所 記者発表の

琵琶湖の環境保全・再生のための瀬田川洗堰試験操作と諸調査について

http://www.biwakokasen.go.jp/media/pdf/050324_biwahozen.pdf

では、本業の治水(侵食=水害)、利水の琵琶湖の総括についてはあえて触れず、環境対策でお茶を濁しているようにしか見えません(第Ⅲ期については記述なし)。

上記をみるといづれにしても、4年もかけて自画自賛でおわり、素人でもわかっていたこと(水位操作見直し)を、これからやるという淀川水系流域委員会には大いに不満です。琵琶湖総合開発の総括を行い、当初の予定どおり2年で終わっていただければ上記のような滋賀県の暴走もなかったと考えます。

第2期の琵琶湖部会委員におかれては、直轄河川以外の琵琶湖についてもしっかりと琵琶湖総合開発の検証を行い、意見を述べるようお願いいたします。

以上

添付資料：滋賀県による侵食対策工事の経緯資料 (下線、黒塗り等は井上加筆)

(2) 淡海の川づくり検討委員会 新海浜地域委員会

開催日 平成14年11月29日(金)

場 所: 湖東地域振興局 消費生活センター研修室

委員名簿

地域委員	氏 名		所 属 等
	関 係 機 関	末田 雄士	湖東地域振興局環境農政部環境課長
		竹田 恭一	土木交通部都市計画課長
		川上 毅	琵琶湖環境部自然保護課長
	漁 業	栗野 圭一	県水産試験場長
	関係自治体	中島 一	彦根市長
	地域住民代表		新海町自治会代表
			新海町自治会代表
			新海浜自治会代表
			新海浜自治会代表
	関 係 団 体	井上 哲也 (代理) 中野	GreenWave緑とやすらぎのある新海浜を守る会代表
			彦根市磯田漁業協同組合長
	環 境 等		滋賀県生物環境アドバイザー
			滋賀県生物環境アドバイザー

■主な意見

意 見	発言者
愛知川河口部左岸側の湖岸についても状況はどうなっているのか?	
愛知川左岸と右岸の両岸を一体として調査すべきではないか。	
愛知川をどうしていくのが基本だ、長期的な視野で検討していきたい。	
ハマゴウの群落は昔もっと西側にあった。保護も大事だが増殖も考えてはどうか?	
カワラアカザは波打ち際に自生しており、保護が難しい。砂を盛ることで消滅させないでほしい。	
ハマエンドウの県内分布は限られており、浜欠けによって危機的状況である。	
貝類・水草保護をどうしていくか? 工事前後のモニタリング調査を行ってほしい。	
ハマゴウの保護は工事関係者に周知徹底をしてほしい。	
養浜に使用する砂は、現在の沖合の粒径と貝類の大きさを考慮して選定してほしい。	
砂利採取をやめてからどれくらいになるのか?	
湖西と湖東では波が違う。北西の風に乗って湖西からきた砂が窪地に落ち込んでいるのではないか?	
ダムの堆砂量、これまでの砂利採取量のデータがほしい。	中野
ハード面においてはヨシ帯の再生に粗朶沈床、ソフト面においては土砂の管理を近自然管理で行うなど他の提案も出すべきである。	中野
工事は単年度とするのか? 一度に施工するのであれば環境負荷が大きいので避けるべきである。事業計画は20~30年のスパンで考えてほしい。	中野
県の事例にとらわれず、全国・海外の事例まで参考にしてほしい。	中野

■まとめ

いただいた意見は、今後、詳細設計の参考にするとともに地域委員会との協議は継続していく。
湖岸整備の工法については、突堤、緩傾斜護岸、養浜に限定しないで、幅広く検討することが重要であるとの意見を踏まえ、「突堤、緩傾斜護岸、養浜等」に修正することで承認された。

以下井上加筆

本議事要旨については、H17.3.25付で湖東地域振興局建設管理部長より、日本分譲工連合会の求めにより情報公開の必要がでてきたため、出席者に対し公開の諾否の紹介があった。

平成16年3月15日

滋賀県知事 國松善次 殿
 滋賀県湖東地域振興局
 新海浜河道整備事業地域委員会 殿

彦根市新海浜自治会
 会長 [REDACTED]

新海浜地区侵食対策工法に関する要望書

平素は当町関係諸問題について、格段のご指導ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、平成15年11月3日に開かれました新海浜河道整備事業地域協議会に於いて提案されました湖岸の侵食対策工法につきまして当町の年度末総会（2/29）にて報告を行いましたところ、突堤方式での施工法に対し問題点を指摘する意見が数多くあげられ（別紙1）採決の結果、「新海浜自治会の総意として反対し、再度検討希望を提案する」と採択されました。また、現実にはここ2年間、冬期の柔軟な水位調整により大きな規模の浜欠けは、ほとんど発生しておりません。この様な事実と、当自治会員の意向を十分に考慮頂きまして、この美しい湖岸の風景を後世に残せる工法を、再度検討して頂きたいと要望致します。

平成17年3月24日

新海浜自治会

会長 [REDACTED] 様

滋賀県湖東地域振興局

建設管理部河川砂防課長

新海浜地区侵食対策工法に関する要望について（回答）

早春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から県河川行政には格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件については平成14年11月29日の新海浜河川整備計画地域委員会を皮切りに侵食対策工法の説明、意見交換を行ってまいったところです。

また、平成16年6月27日には貴自治会に対して同様に説明、意見交換を行い一定のご理解をいただいたものと認識しております。近年顕著な浜欠けが起こっていないとはいえないまま放置することは決して望ましいとは考えられません。

貴自治会皆様にとって必ずしも本意ではないかも知れませんが、考え得る様々な工法のなかからこの地区の条件を念頭に、出来るだけ多くの方々との合意を目指して、最も現実性のある効果的な工法として突堤+養浜工を提案し採用するに至ったものです。

併せて、ご指摘のありました今後の維持管理の重要性を深く認識し、また将来の変化にも柔軟に対処してまいりたいと考えています。

ついでには、ぜひご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

別紙 1

新海浜 浜欠け対策 工事の問題点

1. 手続上の瑕疵

- ・河川法の住民意見の反映の手続きがなされていない。一部の地域関係者にのみ情報提供が行われただけで、住民、市民、県民に不在のなかでの計画策定。
- ・協議会の位置づけが説明されていない。
- ・協議会は協議ではなく、行政サイドで決まったものの説明会になっている。
(突堤は15年9月の湖東臨域河川整備計画(案)に示されている)
- ・滋賀県公共事業環境こだわり指針に反している。
- ・淡海の川づくり会議の愛知川の河川整備計画、琵琶湖湖岸の河川整備計画との連携、情報共有がまったくなく、
- ・水位操作検討を盛り込んだ淀川水系流域委員会の意見、淀川水系河川整備計画基礎原案等も、考慮されていない。
- ・琵琶湖河川事務所の水位操作の運用面対応が説明されていない。
- ・住民は再三、突堤工法の有効性には疑問を呈し、調査の継続を求めている。

以上、河川法で定められた住民意見の“反映”(聴取ではない)がなされていない。

2. 直接的原因の除去に対する不十分な対応

- ・行政担当者が主原因と認めている 1. 愛知川からの土砂供給の減少 2. 琵琶湖総合開発以降の水位操作についてなんら対策のない中で、対症療法(泥縄、マッチポンプ)とも言える対策を行われようとしている。
- ・原因の1つである愛知川からの砂利採取が、河道確保の名のもと今も行われている。
- ・愛知川河口部分の形状の変化による影響について考察されていない。
- ・直接的な原因を取り除く努力なく、まず工事ありきの計画が策定されている。

3. 突堤工事そのものの問題

- ・過去の突堤、養浜工事では、ノコギリ状の親水性の悪い浜が残されている。
- ・コストが高いとされるBMS工法について根拠となる比較数値が示されていない。
- ・水位+波高が、1m以上でおこるということであれば、今後、水位操作が見直された場合、対策は不必要となる可能性が高い。

この点については既に、琵琶湖河川事務所の水位操作の運用の中で春先の+30cmについてはそうならないよう試験検討が行われている。

4. 環境および景観への影響

- ・住民、市民、県民の財産である白砂青松の景観の著しく悪化する。
- ・湖流の変化による生態系への影響が懸念される。
- ・希少植物が確認されていて、移植、工事による悪影響がある。
- ・移植によって保全される保障はなく、地域の植生分布が、改変される。

2005/4/11号

WAVE

新海浜

湖岸改修工事の県説明会開催要求！

SINGAIHAMA COMMUNITY NEWS

新海浜自治会 広報部

改修工事開始に伴う問題点！

まもなく新海浜湖岸全域が 年内使用できなくなります！

工事開始に伴う日常生活への影響！

- 年内湖岸が使用できない事の影響
- 猛烈な工事車両通行による交通安全面
- 生活道路（東進入路）規制による影響
- 水泳場閉鎖に伴う対外的影響
- 児童に対する交通安全面の対策
- 地区内治安に対する対策

などさまざまな問題が浮上してくると思います。
つきましては県に要請して下記日程で地元説明会が開催されますので
質問、知りたい事項要望などを当日県になげかけてください。

●日時／4月16日（土）＊午後6時30分より

●場所／新海浜自治会館（浜風館）

★自治会館に詳しい工事関係資料図面などがありますので自由に閲覧してください。

工事日程表と工事区域

平成16年度 第1、501号 琵琶湖(新海浜地区)補助河道整備(統合)工事

琵琶湖みずべみらい再生(湖岸保全)工事

作業工程 工期 自 平成 17年 3月22日

至 平成 17年11月30日

株式会社 向 茂 組

工 種	種 別	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		10: 25	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20	10: 20
準備工	施工計画 現地踏査										
汚濁防止フェンス設置											
河道整備部 工事用道路・作業ステージ設置	養浜砂2:3搬入盛土 大型土のう 敷鉄板										
突堤工 A B C	鋼矢板打設 袋詰玉石 自然石張										
養浜工	養浜砂10:1搬入盛土										
維持補修部 工事用道路設置	養浜砂10:1搬入盛土 大型土のう 敷鉄板										
養浜工	養浜砂10:1搬入盛土										
汚濁防止フェンス撤去 敷鉄板撤去搬出											
跡片付											

汚濁防止フェンス設置

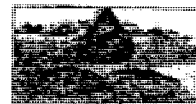
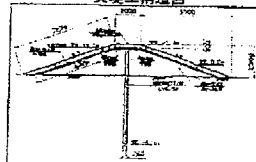
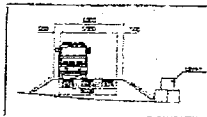
工事用道路・作業ステージ設置

突堤工構造図

鋼矢板打設

袋詰玉石製作

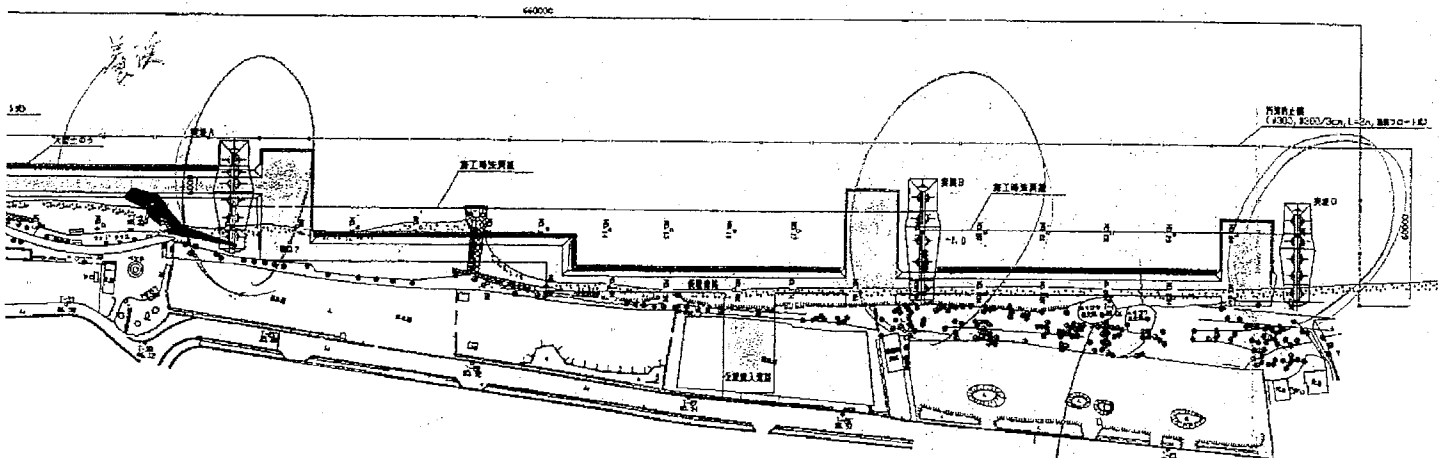
自然石張工



仮設計画図(2)

S=1:1000

仮設工平面図(養浜工施工時)



1/2000 離地

淀川流域委ウォッチャーズNo.2(050314版)「眠い、規約改正」

またまた書きます。淀川流域委ウォッチャーズ・クラブです。一般傍聴者の本音を集め、皆さんにお届けします。3月14日の第40回淀川水系流域委員会の報告です。

第二期流域委員会も、二回目。最初は、傍聴席からの要望に应运、新規の委員の自己紹介。文集まで用意しての自己紹介は、今までの川との関わりや思いが伝わり、新規の委員に親しみが持てました。特に戸田委員の「総括を読んで、メールができるように努力する」との発言には前向きな姿勢が感じられ、会場も和やかな雰囲気になりました。

しかし、傍聴席は空席が目立ち、盛り上がりには欠けるのは否めません。OB委員は、川那部先生、渡辺さん、矢野さんが



時々怒りながら傍聴する川那部先生

傍聴に来てくださいました。川那部先生が「ウォッチャーズNo.1」を読んで吹き出していってしまったのを、しっかりチェック。川那部先生にウケたっただけで、徹夜の苦労も報われました。うれしい！



空席が目立つ傍聴席

さて、審議は進み規約改正についての説明が始まりました。いろいろ事情が変わったのだから、改正が必要なのは、わかる。だけど、全部読み上げていかな

くてもいいんじゃない？

それでもなくても徹夜明け、つい意識がなくなる。「いかんいかん」と思って周りを見たら、住民団体の人はがんばって聞いていたけど、背広姿の人たちは、みんな寝てた。好きで来ている人と違い、仕事でこういう会議に出る人も大変だなあ。この方たちって、流域委員会担当の人が決まっているのかな。それとも交代で来るの？流域委員会のことどう思っているの？聞いてみたいなあ。親切そうな人を見つけて、インタビューさせてもらおうと。

続いて、テーマ別部会、ワーキンググループについて、継続の委員より、新規の委員の発言のほうが明解な気がする。

前回、河川管理者から提案のあった勉強会と現地視察。勉強会は8時間、現地視察は6コース？大変だなあ。でも、できる限り現地に行って情報の共有を図るのが、淀川水系流域委員会の信条だから、これに積極的に参加するかどうか、委員の資質として重要だもんね。非公開だけど、参加状況は公表してもらわなきゃね。

「淀川流域委ウォッチャーズ・クラブ」は、個人的な意見の違いを超えて、傍聴席から「淀川水系流域委員会」が住民により開かれた委員会になるよう応援するため、結成しました。ニュースの発行、委員会でのアンケートなどをやっていきます。「ウォッチャーズ編集委員会」は委員会の休憩時と終了後のフロアです。意見のある方、ぜひ聞かせてね。連絡・発行などは、当面、細川ゆう子が担当します

流域委員会裏話【1】タバコ・コミュニケーション

会議中は禁煙だから、喫煙族の委員や河川管理者は、休憩時間を待ちかねて喫煙場所に集まります。ここでも激しく論争していると思いきや、さにあらず。「さっきは、きついこと言ってごめんね」「いいえ、私こそ勘違いしてて」なあって、フォローの応酬だったりするらしい。喫煙場所がオープンな所だと、傍聴者も気軽に声をかけてくれて、控え室に引っ込むより有意義なのだから。

また、こんな話も。意見書作業部会で、意気投合した今本先生と田中哲先生。「タバコは百害あって一利なし。いっしょに禁煙しよう。今度会った時タバコを吸っていたら、笑ってやるぞ」と誓い合った。ところが次の委員会で、喫煙所ではあったり。お互い開いた口がふさがらなかったそう。その後、田中哲先生

は入院をきっかけに禁煙されたそうです。おめでとう。

流域委員会きってのヘビースモーカー今本先生は、休憩時間



を取ってもらえないと、河川管理者や庶務の説明のときに、席を立つ。それもない時は、委員の発言中に席を立つ。「先生、〇〇さんの発言のときにタバコ吸いに行ったらどう？」と指摘すると「でも、帰って来たらまだしゃべったで」だって。新規の委員様、ご用心。もし今本先生がご発言中に席を立ったら、「発言が長いわりに内容がない」と言われているのと同じですよ。

流域委ウォッチャーズ・クラブ アンケートご協力のお願い&アンケート用紙No.2

No.	委員名	2/5 出欠	3/14 出欠	学習会 出欠	所属 部会	所属 部会	所属外 出席
1	綾 史郎	○	○		琵琶	淀△	
2	池淵 周一	○	×		琵琶	猪	
3	今本 博健	○	○		猪	淀○	
4	江頭 進治	○	○		琵琶	木	
5	岡田 憲夫	○	○		木	淀○	
6	荻野 芳彦	○	△		木	淀○	
7	嘉田 由紀子	○	○		琵琶	淀○	
8	角野 康郎	○	×		琵琶	猪	
9	金盛 弥	○	○		猪	淀○	
10	川上 聡	○	○		木	淀○	
11	川崎 雅史	○	×		木	淀○	
12	澤井 健二	○	○		猪	淀○	
13	高田 直俊	○	○		猪	淀○	
14	田中 真澄	○	○		琵琶	淀○	
15	千代延 明憲	○	○		猪	淀○	
16	寺川 庄蔵	○	○		琵琶	淀○	
17	寺田 武彦	○	○				淀×
18	寺西 俊一	×	×		琵琶	淀×	
19	戸田 直弘	○	○		琵琶		
20	中村 正久	×	○		琵琶	木	
21	西野 麻知子	×	×		琵琶	淀×	
22	本多 孝	△	○		猪	淀○	
23	水山 高久	○	×		木	淀△	
24	三田村 緒佐武	×	○		琵琶	木	淀△
25	村上 興正	○	○		猪	淀○	
26	村上 哲生	○	○		猪	木	
27	安田 喜憲	×	×		琵琶	淀×	
28	谷内 茂雄	○	○		琵琶	淀○	

(05.04.13 琵琶湖部会用)

流域委ウォッチャーズNo.2、お読みいただいたでしょうか？

できるだけ傍聴席のご意見を反映した内容にしたいと考えています。ご意見、ご感想、アドバイス、お叱り、なんでも歓迎です。ぜひ、このアンケート用紙にご記入ください。

1. 発言がよかったと思う委員（複数回答可）を左記番号もしくは名前でお書きください。

2. 発言がよくなかった、長かった、しなかったと強く感じた委員をお書きください。

3. 今日の会議の印象は？

- ・ いい議論ができた。
- ・ まあまあ議論になった。
- ・ あまりよくなかった。
- ・ 低迷していた。
- ・ その他 _____

左記表の記号について

○は出席、×は欠席、△は遅刻、早退。

委員長、副委員長は原則、全部会に出席ということなので、出欠をつけています。

3. 流域委ウォッチャーズについて

- ・ 次号も読みたい
- ・ もらえば、読んでもいい
- ・ もう読みたくない
- ・ その他 _____

4. ウォッチャーズ・クラブに参加してくれる？

- ・ 参加したいので、傍聴しなくても送ってほしい。

お名前 _____ E-mail or FAX _____

- ・ アンケートぐらいは協力してもいい。
- ・ 参加するのは、ごめんだ。

会場外でないと配らせてもらえないので、手が足りず全員にお配りできません。バックナンバーも持ち歩きますので、ご希望の方は、細川にお声をかけてください。その他、お気づきのことがありましたら、下記連絡先まで、お知らせください。

細川 ゆう子 E-mail vr2s-hskw@asahi-net.or.jp FAX 06-6493-5991

ご協力ありがとうございました。

2005 年 4 月 11 日 森本博

淀川水系流域委員会庶務様

名張市で淀川水系流域委員会第 1 回木津川上流部会が開催される予定（4 月 20 日午後）であると聞きました。

つきましては、①「川上ダムの計画について」のパンフダイジェスト版を見ますと、川上ダムは学識経験者による委員会を設置し、……なお委員会は原則として公開で行っています。とあります。いつどこでどのように公開されているのかお尋ねします。

②オオサンショウウオ・希少猛禽類に対する保全対策については「保全に努めます」とありますが、オオサンショウウオの生活史、オオタカの 1 番のテリトリーが（採食行動、抱卵状況等）具体的にどの程度わかっているのか、お尋ねします。

ポピュラーな生物（一般的な魚類や水生昆虫）がどこまで調査されているのか、ダムを造った後のこれらの生物の変化が重要となる。これらの調査結果とダムを造った後の変化の予想について、いつ示されるのか、お尋ねします。

③パンフでは、猛禽類の繁殖状況に応じて工期を調整しますとありますが、道路の建設等、それとは関係なしに進められているようですが、いかがですか。

川上ダム計画に対する意見。伊賀市 浜田不二子。

グリーンツーリズムの計画もあると聞く旧赤山の地に
コンクリートのダムは似合いません。

伊賀市長は景観を大分壊すつもりをすると
発表しておられますから、それに従えばこの地は「緑の
ダム構想」を、しっかり作り組まれたら、すばらしい
景観を得られて、いつまでも、自然が身近かにある
暮らしの豊かな伊賀であり続けることになってしょう。

すでに、関連事業(道路や、ハーモニーゾーン)が、
進捗して自然は広範囲で破壊をされています。
自然が好きで、自然には豊かな伊賀に住む私たちは、

以上の、自然破壊に耐えなければならぬのは、
不幸以外の何でもありません。
税金が使われて、自然が破壊されるなんて、別に
いいですね。

自然と共に生き生きと、暮らし方の知恵を、
みつけましょう。

そのための力なら、借しません。そのかわり、
コンクリートのダムだけは、ごめんです。

川上ダム建設に対する意見

桐ヶ丘住民を侮っていませんか？

川上ダムの計画が打ち出されたのは38年前ですが、桐ヶ丘団地造成は、24年前からです。それなのに桐ヶ丘住民は、川上ダム建設計画があることを知らずに移り住んで来ています。住み始めてから、住民説明会が開催されて知らされたのです。ダムと団地はたったの300メートルの土手を隔てただけの野中合わせに暮らすことや、周辺の地質等について考えたこともない人達がほとんどです。

水資源公団（現在は水資源機構）は、事業計画として年一回の住民説明会を行ってきました。予告して開催されていますが、実にささやかな会であることを、近年参加してみて知りました。予告も人の目から見落とされがちな地味なものであります。他の事ならカラー用紙を使って新聞折込みまでしているというのに、この件については回覧板にはさんだ白い紙、黒インキで小さな活字2、3行の一枚だけです。このように、ダムの住民説明会は重要でないというお考えなのか。あるいはたくさん来てもらっては困るというお考えなのか知りませんが、この状況をしっかり踏まえていただきたいと思います。

私達の会は、広報にも大きく載せて新聞折込みもするほどに重要なダム計画であることを、2年間の学習活動の中で学んできました。昨年度の説明会情報をいち早くキャッチして独自のチラシを作り、桐ヶ丘全戸配布を行いました。当日、説明会場にはこのチラシを手にして参加し、質問する人たちが居ました。人数も10人足らずの一昨年と比べて3倍以上は集まった会となりました。概ね、主催者からの事業進捗度や影響調査報告に時間が費やされ、住民からの質問に充分応えてもらえない時間切れの解散の会となりました。開催の記録・内容は知りませんが、住民の目からみた状況は以上です。

今までの住民説明会は、唯、既成事実を取り付けるだけのものではなかったかと思われます。

事業の危険度をごまかしたり、警告を怠ると、自然災害は一転して人災となっていきます。どちらにしても不利益や害を被るのは住民であります。桐ヶ丘住民に万が一災害が及んだ時、今のままでは何の補償もありません。水資源機構の事業報告会と化している住民説明会を改めて、住民の安全・公共の面から科学的根拠にもとづいた説明会を開催するよう強く要望したいと思います。

伊賀市 浜田 不二子

なぜ そんなにダムを造りたいのですか。

今年の伊賀には、春はゆっく。ゆっくもやって来ました。

今桜の花が青空に映えて盛んに咲いています。そんなにうれしそうに咲く桜の命も、咲く場所があれなんです。

子どもたちが来て花を摘んでも根があらぬ限りは大丈夫。

たとえば、ニシはらく子と生産の音がきこなくなりました。

ゆのかかり、ダムのための道路工事と土を運ぶ大型トラックの音がずっと鳴り響いています。

空中を舞うボウラの仲間や、水辺に生える仲間達が、工事の音を聞きながら「ここから

どうなるんだろう」とささやき合っています。田つんばいの仲間は、またまた皆さんの

畑を荒らしつうかもしれません。許してもらえないでしょうが、わかって下さい。食料が
少ないです。

車社会のために犠牲になって命を落とす仲間が後を絶たず、本当に悲しいです。

生きて楽しいことばかりじゃありませんね。

川上に住んでいた人達は、ひとりで暮らす権利に奪われました。

はじめは、ダムを造らせないってみんなでいってたのに、補償の条件を出されて、かわっていった
んです。短い年月でダム計画が発表され、無理に心を変えたので、つらかったと
思います。

川上にみんなで住んでいた頃をときどき思い出します。

ボウらは川上に、あかわらす生きています。ボウらの11のちには、権利も補償もなくで、

あるのは、生命力だけ。それこそダムができてきたら、ひとたまりもない11のちです。

でも、ボウらは、今川上で、春を感じて生きています。

離れて暮らす北になった人たちも、ボウらのことを忘れていないと思います。

川上は、ホントに、いい所です。

だから、川上にダムを造ってほしくない。どうしてダムを造るのが理解でなくなるとボウらは

ダムができてほけねよ（いつかだれかほきて来てくれるかもしれない。）

そんなことを、頼りながら、生き続けたいです。

春の光に輝きわたるボウらの11のちの姿をみたら、きょうれくなると思います。

来てみて、ゆっくして行って下さい。11のちも歓迎です。

川上に暮らしている方たちより。

4月11日の淀川部会を傍聴致しました。近畿地方整備局では、「琵琶湖・淀川流域圏の再生画」として「水辺をつなぐ」、「水辺の拠点を整備する」など7項目の戦略が報告されており、淀川から三川合流周辺での舟運計画等についての記載がありました。

さて、淀川流域委員会では「平成16年度事業の進捗点検についての意見書・案」2005122の中間とりまとめの中の利用-14、5,5,3では、「舟運の復活計画については、環境への影響が大きく、モニタリングが十分になされているのか今回の報告では不明である」としています。

淀川鳥獣保護区や三川合流周辺の「桂川冬鳥集団飛来地・京都府」等には、環境面において十分に配慮し、適正なモニタリングの実施（時期や回数）と、その結果報告について期待致します。

- ① 4月11日、新しいメンバーで初めて開催された淀川部会を傍聴して感じたことを述べさせていただきます。まず、今までにも意見を述べさせていただいたことがありますが、これらの意見が委員の方々に届いているとは思えないのです。私たちは何らかの形で委員会に反映していただけるもの信じて、勇気をふるって意見を書かせていただいています。でも、会議ごとに配布されている膨大な資料の中の1枚ということなら、殆どの委員の目にもとまっていないのではないのでしょうか？

淀川流域委員会が、本当に住民の意見に耳を傾ける気があるのなら、委員会に届いた意見を、会議の事前打ち合わせの時にでも声を出して読み上げていただくことは出来ないのでしょうか？。

ご検討下さい。

- ②同じく11日の会議において、谷内委員のご意見だったと思います。「鴨川に精通した委員がいない」とお嘆きでした。嘉田由紀子氏、田中真澄氏の両氏は、共に鴨川流域懇談会（京都府）の委員を務められるなど、鴨川のことに最も詳しい委員と判断して間違いないと思います。また、鴨川を所管している京都府河川課からも、淀川部会にはご出席があります。ここで申し上げたいのは、もう少し委員の先生方同士の交流を図っていただき、その上で住民の声も併せて淀川を守っていただきたいと思います。

『川上ダム無用の決定的論拠』

’05.4.15

自然愛・環境問題研究所

総括研究員 浅野 隆彦

A) 治水の場合

1. 川上ダム予定地は、洪水防御を必要とする上野北西部まで 19km 離れている為、もしダム上流集水域に大出水があったとして、ダムなしでも、河道貯留効果などにより、ハイドログラフの波形は平坦化する＝即ち、洪水波の時間当り流量が大きく減衰してしまうのである。

この事は、上野北西部の洪水防御の観点からすると「役立たず」と言う事。もともと川上ダムは上野北西部洪水防御の為に選定されたのではなく、高度経済成長期に入り膨張する「都市用水」が本命なのであった。

2. 狭窄部として堰上げる為、上野北西部に氾濫を起してきたとされる岩倉峡までの流域面積に対し、川上ダム集水面積は 11%に過ぎない為、治水的役割は殆んど無い。
3. 岩倉峡の真の疎通量については議論のあるところだが、最低でも、河川管理者（木津川上流工事々務所）自身が、昭和 48 年から平成 5 年までの観測流量表を基礎に不等流計算をし、 $3,630.61 \text{ m}^3/\text{s}$ （計画高水位）を導いており、その後河道改修などで流下断面が拡大しているので、実際は、 $4,000 \text{ m}^3/\text{s}$ （計画高水位）位ではないかと思えるが、この最低の $3,630 \text{ m}^3/\text{s}$ を仮に岩倉峡疎通量とすると、上野遊水地のピークカット特化とその湛水量 900 万 m^3 の働きを足し、（5313 洪水）の出水量 1.8 倍でも氾濫にならない。
4. 「淀川水系工事実施計画」（昭和 46 年改訂）通りに島ヶ原地点計画高水量 $4,500 \text{ m}^3/\text{s}$ になるよう、少しだけ岩倉峡を開削すれば済むことである。昭和 40 年から『下流堤防の破堤危険性を増大させるから、狭窄部の開削は当面できない』と言い続けているが、その欺瞞はもう通用しない。もうその言い訳は 40 年の歳月が過ぎた。今、20～30 年の期間に対する「河川整備計画」を策定しようとしているのであるから、『今より 20 年間で、下流の脆弱な堤防部分等の補強整備を完成させ、岩倉峡を少し開削し、島ヶ原地点 $4,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 計画高水量を実現させる』。これで万事メデタシメデタシとなるのである。
昭和 40 年バーチャル引伸し大洪水も何のその、きっと、1/1500 治水安全度達成と相なりそうなのである。

[利水の場合、環境の場合は後日発表とする。]

『川上ダム関連工事を止めよ』

＝進む環境破壊とオオタカの追い出し

’05.4.15

自然愛・環境問題研究所

総括研究員 浅野 隆彦

A) 淀川水系流域委員会をコケにするのか。

「河川整備計画基礎原案」及び「基礎案」に於て『調査・検討の間は地元の地域生活に必要な道路や、防災上途中で止めることが不適当な工事以外は着手しない』と約束している筈なのに、昨年から今年にかけ、幾つかの問題工事を行なっている。

1. 水資源機構自身が工事用道路兼用と説明をして来た貯水池西側の「付替町道」が着手されている。(平成 17 年 4 月 6 日現認)
2. 右岸ダム本体取付斜面森林の皆伐。(同日現認)
3. 原石一次破碎、バッチャープラント用敷地造成(平成 16 年中)と架橋 2ヶ所。
4. 伊賀市事業の「ハーモニー・フォレスト計画」の進行。

B) 希少猛禽類オオタカが困っている。

[資料B]に示したように、貯水池周辺に3つがいのオオタカが生息していると見られる。ところが、右岸ダム本体取付部東側に営巣(平成 16 年 6 月観察)していたのと同じつがいと思われるカップルが、その巣付近から何度も舞い上り、西の方角へ飛び去るのを目撃した。(平成 17 年 4 月 6 日) 昨年と同じ巣があるのか確認に行くと、直近でチェーン・ソーのけたたましい音と伐採されつつある林を見た。ここはダム本体の取付斜面である。更に、100～120m位東に、地質調査用のボーリング作業が始まっていた。これではオオタカは心配になり、巣作りを断念するであろう。水資源機構の確信犯的な、「オオタカ追い出し」と見てマチガイなさそうだ。

付替県道青山美杉線(この不要性については、流域委員会への意見書No.500 後半部に記述)、土捨て場、伊賀市がダム関連事業で進めている「ハーモニー・フォレスト計画」(15.7ha)、これらは種生地区北野を中心に、「動植物の宝庫」たる地域の自然環境破壊が明らかである。オオタカにとっても生存の為に貴重な「採餌場」であり、単なる飛翔地ではない。

上記A)-1 及び 4 の工事を中止することを要求する。

流域委員会木津川上流部会が調査し、適切な諫言を行なうよう要請する。

庶務注：資料Bについては稀少生物の生息地に係わる情報が記載されていますので、自然保護の観点から掲載を控えさせていただいています。

ハーモニー・フォレスト事業概要

1. 全体計画

(1) 趣旨

ハーモニー・フォレスト施設の趣旨は、「都市と山村の交流」とし、川上ダム下流域を始めとする都市の住民と上流域である青山町の住民の交流を図ることを目的とした施設とし、併せて小中学校における総合学習に寄与するため、地元の小中学生のみならず、関西圏など都市の小中学生も対象とした自然体験型学習も行える施設とする。これにより、都市と山村の交流に寄与するとともに、山村の活性化に資するものとする。

(2) 位置

青山町種生字北野他

(3) 面積

15.7ha

2. 主要施設計画

○センターハウス（学習棟）

小中学生の自然体験学習における屋内教室として、ハーモニーの管理事務所を併設し、中心的施設として整備する。

○森林整備、森林学習歩道、休憩施設、案内板

ハーモニー内の森林を「世界のもり」としてアジア、ヨーロッパ、アメリカ、オセアニア、アフリカ、日本、桜の7つの森のエリアに区分し、それぞれの地域の原産種樹木を植栽し、小中学生等の森林への関心を高めるとともに、自然体験学習に活用できるよう森林等の整備を行う。

○自然修景池（ビオトープ）

小中学生の自然体験学習（自然観察）に活用するため、生物が生息する環境として池や草木の整備を行う。

○ちびっこ広場

ローラー滑り台等遊具を設置し、休日などにおける子供の集客施設として整備する。

○パークゴルフ

子供からお年寄りまで楽しめるコミュニティスポーツエリアとして整備する。

○オートキャンプ場

13区画を予定し、ハーモニー内でのアウトドア体験の場として整備する。炊事棟、シャワー棟、屋外トイレも併せて整備する。

○バーベキュー施設

デイキャンプ等に対応した集客施設として整備する。

○体験農園

畑や果樹園を造成し、簡易な農業体験施設を整備する。

○芝生広場

約10,000㎡の芝生の広場で自由な遊び場とし、イベント等の主会場として整備する。

3. 事業費等

総事業費 約17億円

【主要工種内訳】

工種	規格・形状	数量	単位	備考
センターハウス(学習棟)	木造平屋建 366㎡	1	式	
上水道	加圧ポンプ、導水管、給水タンク等	1	式	
用地費	土地、立木補償	15.7	ha	
土工	基盤整備、敷地造成等	1	式	
ちびっこ広場	滑り台大60m・小15m、遊具	1	式	
屋外トイレ	大1、小1	2	棟	
遊歩道	チップ舗装等	3,400	m	
自然修景池(ビオトープ)	護岸工	2,500	㎡	
休憩施設	東屋10、ベンチ30	1	式	
電気設備	公園灯、ケーブル等	1	式	
駐車場	アスファルト	2,400	㎡	
案内板	総合案内板2、案内板20	22	基	
オートキャンプ場	13区画	1	式	
バーベキュー施設		1	式	
体験農園	畑、果樹園等	1	式	
パークゴルフ	27ホール	1	式	
森林整備、植栽工	間伐、植栽、芝張り	1	式	
その他	炊事棟、シャワー棟、造成、測量設計等	1	式	

4. 年度別計画

- H15 用地買収、森林学習歩道、水道施設、造成
- H16 用地買収、屋外トイレ、浄化槽、森林整備、森林学習歩道、休憩施設、水道施設、基盤整備、その他
- H17 学習棟、炊事棟、シャワー棟、森林整備、自然修景池（ビオトープ）、芝生広場、オートキャンプ場、パークゴルフ、ちびっこ広場、駐車場、その他
- H18 電気設備、総合案内板、バーベキュー施設、体験農園、その他、一部施設オープン
- H19 全体オープン

5. 運営計画

- (1) 常駐職員 3名
- (2) 計画年間利用者数 34,300人

[資料 A-4b]

ハーモニー・フォレスト整備事業



トイレ	■
東屋	■

平成17年4月26日

淀川水系流域委員会様

山岡久和

第8回住民参加部会の審議を傍聴し、感じたことを述べたいとおもいます。河川管理者も含めて実によくここまで根気欲やっこられましたことについて敬意を表します。新しい河川法の精神がここまでを求めているのか、また、求めさせているのか係る人々の心が伝わってきます。「社会的合意」についても、河川管理者から「社会的合意を条件づけには出来ないが、出来る限り社会的合意をめざす。」と言われましたがこのような発言を河川管理者からお聞きするのは私は始めてであり歓迎するものであります。そこで住民参加のあり方について言いますと、河川管理者の報告として参加者に偏りがあると言われ、①男性が多い、高齢者が多い、②ある種の意見を持った団体の代表者が多い、③ある程度の専門的知識を必要とする内容もある。とのことですが、現在のやり方では、主婦や若者等が参加をしにくいシステムと言わざるを得ないとおもいます。それは住民からすれば先ず第1に国土交通省がどれほど、遠い存在であるかご存知ですか。と言うことです。その上、国土交通省からすれば当たり前とおもいますが一般住民からすれば申し込み手続きがまだまだわずらわしいとおもいます。次に場所と時間帯の問題です。現在の日本の主婦にとっては、家事や子育て仕事等でまだまだ自由に時間の取れる人は少ない現状であります。場所や時間帯はそのことに十分に配慮しなければ参加者は増えません。また、若者にとって会議のテーマと運営方法等が若者のニーズに上手くあってないではありませんか。その結果として高齢者の男性が多くなるのであります。これは、流域委員会のほかの会議でも同じ様です。しかしながら、多いと言っても全体人口からして0.1%以下でありませんか。これで住人の意見を反映しているとは言え無いとおもいます。だからと言ってだめだと言っているわけではありません。幾つかの会議の中にはこのレベルの会議も必要だとおもいます。問題は出来るだけ多くの幅広い層の意見を聞きたい訳でありますから、住民と共にそのことを日常的に行っている地方自治体（市町村）の協力と河川レンジャーの今後の役割にあるのではないのでしょうか。そのためには、国土交通省から地方自治体に積極的に働きかけていただき、それに基づいて地方自治体が当面は主体となって、たとえば、「水害に強い地域づくり協議会」や仮称「淀川（宇治川）を考える住民会議」を立ち上げてもらうことだとおもいます。ただし、「水害に強いまちづくり協議会」については、すでにトップダウン方式で動き出していますが、この会議の立ち上げについては、淀川部会の意見にありますように行政主導のトップダウン方式ではなく、地域の住民が参加しやすい単位で一人でも多くの地域住民が参加しやすい組織を積み重ね最終的に住民主体の組織に育てることが大切であります。しかしながら地方自治体の長に啓蒙・啓発をされることは、とても大切であります。地方自治体にとっては直轄の一級河川については余程行政や市民生活に影響がない限りお願いがあっても意見等については消極的になります。なぜならば、上級官庁

(国)であることと、直轄の一級河川の管理責任は国土交通省(国)であり、一般的には問題が発生しても責任がありません。したがって積極的に行動することは考えられません。河川管理者？または、流域委員会が求めているレベルの住民組織の構築については、地方自治体にたいして河川管理者からの「経済的支援と人的支援策等」が必要であります。それは新しくモデル支援制度として設けることであります。具体的には、経済的については、補助なのか委託料等なのかわかりませんが、何らかの支援策が必要です。人的支援については、ファシリテーターや河川レンジャーおよび学識経験者等を派遣して、地域の実情をよく知っている地方自治体の担当する職員等と協力し企画運営する核となる窓口的なものをつくることです。地域の会議をするにあたっては、地方自治体の職員等がその地域の住民の意見に基づいて日時や場所を決めるのですから集まりやすいのではありませんか。会議のテーマについてもメインテーマは別としてサブテーマについてはその地域の住民の意見を参考にして決めていけば良いのですから更に参加しやすい状況になります。その中で中心的役割を果たしてくれる人を育てることです。(見つける。)このようにすれば、②で言われているようなある種の意見を持った団体の代表者が多いとの指摘も解決されますし、また、そのような会議が一つや二つぐらいあっても体制に影響しません。又、③専門的知識についても、元々住民はいろんな立場で参加されるわけであります。専門的知識を持って居られる方もそうでない方も居られて当然です。出来るだけ多くの住民の参加を求める努力を地域の方々とするわけでありますから、当然、サイレントマジョリティの参加も呼びかけを行います。多くの方は、最初は素人ですので、専門的知識を持って居られる方は、その知識を参加者にレクチャーしていただければ理解が深まります。国土交通省等が主催する会議は、その会議の出席者については結局のところ地域ごとの、また、テーマごとの会議の回数が少ないために、限られた中に意見をお持ちの方が押し込められたかたちの意見になっているのではないのでしょうか。もっと住民主体で地域ごとの会議の回数を増やし、河川との関わりについて意識改革をすべきとおもいます。そのためには地方自治体の協力が絶対に大切であり、そのための支援制度が必要です。地方自治体としても住民の意見を尊重して「自治体の長の意見」を出すにあたって、議会や住民のコンセンサスも得られやすいものになるものと思われまます。このようにして住民の意識を高めていけば、ゆくゆくは河川レンジャー等を中心とした住民主体の恒常的な活動が出来てくる可能性があるものとおもいます。是非とも検討願います。

淀川流域委ウォッチャーズ・クラブです。いよいよ地域別部会が始まりました。11日淀川部会、13日琵琶湖部会、14日猪名川部会、20日本津川上流部会と続き、24日には、テーマ別部会も始まります。

満員御礼、淀川部会

淀川部会に傍聴に行くと、まず驚いたのは、傍聴席が満員だったこと。背広姿の方たちも、前の二回の委員会より多いし、何より、一般の傍聴者がいっぱい。皆さん、お懐かしいどこに行っていたの？おて感じなんとなく久々の熱気にうきうきしちゃう。

でも、委員の欠席はあるわけで3人欠席、1人遅刻、1人遅刻で早退。委員長は、事前打ち合わせだけ出席、三田村副委員長は早退。でも、私はお忙しい先生方のことだから、スケジュールのせいはいっぱい出席して下さるなら、その方がいいと思う。遅刻するくらいなら来るな」とおっしゃる先生もおられますが(誰でしょう?)

運営会議、テーマ別部会について報告の後、今本部会長から、今までの経緯を含めた、論点についての説明がありました。新規の委員に配慮してのことだから、長くなってもしかたないけど説明だけに終わってしまったのはもったいない気がする。

その後の進行について、部会長から委員持ち回りにしたいとの提案。これには、反論が続く。いろんな人にやってもらったら、意外な才能が発揮されたり、議論も活発になると思うけど、傍聴者としては、その方が飽きがなくていいけど、結局、今回は千代延副部会長が進行役ということとでやっと決着。



淀川部会傍聴席

空っぽ記者席、琵琶湖部会

13日は琵琶湖部会。地理的なハンデもあるけど、傍聴席は、背広姿の人が目立つ。ちょうど隣が記者席だったんだけど、最初1人だけ。一時間でやっと、三人になっただけ。これは、さびしいよね。進行は、物静かな中村先生ががんばってると思った。



琵琶湖部会記者席

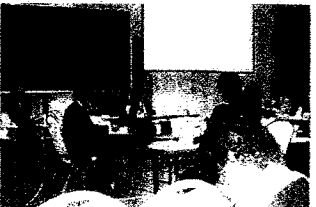
次の委員会の日程が発表されると、後の席の二人が大急ぎでスケジュール調整「大変ですね。流域委員会に出たら、他の仕事できないんじゃないですか?」と聞いたら「夜仕事してます。だって、やっぱり、大変なんだ。お仕事とはいえ、皆さん本当にご苦労様です。」



琵琶湖部会傍聴席

会場に難あり? 猪名川部会

14日は猪名川部会。新メンバーは、猪名川部会の汚名を返上できるのか? 進行は、池淵先生。声のトーンが眠気を誘う人っているよね。進行役の発言が長すぎると、今本先生のチェックが入る。村上副部会長、金森先生他、発言回数が多い。つまり簡潔で回転が速いのだ。今度の猪名川部会は、すごいかもしれないよ!



猪名川部会傍聴席

名張でがんばる木津川部会

20日は木津川部会。部会長のがんばりで、会場は名張。河川管理者やコンサルさんたちは気の毒だけど、川上ダムの報道があったばかりのせいか、傍聴席は満員。地元開催だからこそ、この傍聴者数ならば、やっぱりなるべく地元開催した方がいいんじゃないかな。



木津川部会部会傍聴席

「淀川流域委ウォッチャーズ・クラブ」は、個人的な意見の違いを超えて、傍聴席から淀川水系流域委員会が住民により開かれた委員会になるよう応援するため、結成しました。ニュースの発行、委員会でのアンケートなどをやっていきます。「ウォッチャーズ編集委員会」は委員会の休憩時と終了後のフロアです。意見のある方、ぜひ聞かせてね。連絡・発行などは、当面、細川ゆう子が担当します。

うれしい提案

実はとてもうれしい提案がありました。会議が終わったあとに、ウォッチャーズ茶話会をしようというのです。ぜひやりたいんですけど、30分が1時間程度残って参加して下さる方、お声をかけてください。

流域委員会裏話【2】ハードで楽しい現地視察

現地視察は、河川管理者が交代で一生懸命説明してくれるのも大切ですが、現場の方が自分の仕事を熱心に話してくれるのが魅力。なかでも語り草なのが、宮本河川部長の淀川の説明。その知識は多岐に及び、居並ぶ流域委員をうならせました。でもここまでは、予定の範囲。

とにかく、何が飛び入りするかわからない。各委員が自分のフィールドで、説明や特技を見せてくれる。みんな思い思いに川に入ったり、通りすがりの人と話したり。一時間歩いて、予定の半分も進まない。と計画を変更するはめになったこともあったりします。

でも、淀川の河川敷で、希少種のタコノアシの群落を前に、有馬先生の話聞けば、高水敷を切り下げなくちゃ、此納得するし。紀平先生がナカセコカワニナを取って見せてくれると、絶滅危惧種が生息できる環境を維持することが大切だと心から思えるのです。理屈ではなく、五感で理解できることが、現地視察の魅力だと思います。

紀平先生や松本さんが、投網を打って魚を見せてくれたり、梶田先生が現地の人から災害体験を聞き出してくれたり、盛りだくさんで、何が起こるかかわからない。河川管理者も庶務も大変。ここを見るべきだろうと、いきなりコ

ース変更なんて、当たり前。でも、おかげで結果的には実りの多い視察ができる。この緊張感が、今後も続いてほしい。

最後の意見交換も、河川管理者とどったり、時には地域の方とも。見た直後だから、お互い気合も入る。丸一日仕事で、みんなへとへとだけど、その場で意見が一致して話が進展した事業も少なくないのです。今期の現地視察で、また発展があるといいですね。頑張ってください。委員 & 河川管理者様。

ところで、ここで前号の裏話について、今本先生からコメントをいただきました。「問題です。決まって席を立つ委員とは、誰のことでしょう? (1人では、ありません) ただし、クイズに正解しても、賞品は出ません。あしからず」



淀川・高時川現地視察



由良川現地視察意見交換

流域委ウォッチャーズ・クラブ アンケートご協力のお願い&アンケート用紙No.2

No.	委員名	2/5 出欠	3/14 出欠	所属 部会	所属 部会	所属外 出席
1	綾 史郎	○	○	琵琶	淀△	
2	池淵 周一	○	×	琵琶	猪○	
3	今本 博健	○	○	猪○	淀○	琵琶○、木○
4	江頭 進治	○	○	琵琶	木△	
5	岡田 憲夫	○	○	木△	淀○	
6	荻野 芳彦	○	△	木○	淀○	
7	嘉田 由紀子	○	○	琵琶	淀○	
8	角野 康郎	○	×	琵琶	猪×	
9	金盛 弥	○	○	猪○	淀○	
10	川上 聡	○	○	木○	淀○	琵琶○
11	川崎 雅史	○	×	琵琶	淀○	
12	澤井 健二	○	○	猪△	淀○	
13	高田 直俊	○	○	猪○	淀○	
14	田中 真澄	○	○	琵琶	淀○	
15	千代延 明憲	○	○	猪○	淀○	琵琶○、木○
16	寺川 庄蔵	○	○	琵琶	淀○	
17	寺田 武彦	○	○	琵琶	淀×	猪△、木△
18	寺西 俊一	×	×	琵琶	淀×	
19	戸田 直弘	○	○	琵琶		
20	中村 正久	×	○	琵琶	木○	
21	西野 麻知子	×	×	琵琶	淀×	
22	本多 孝	△	○	猪○	淀○	
23	水山 高久	○	×	木○	淀△	
24	三田村 緒佐武	×	○	琵琶	木○	淀△、猪×
25	村上 興正	○	○	猪○	淀○	
26	村上 哲生	○	○	猪○	木○	
27	安田 喜憲	×	×	琵琶	淀×	
28	谷内 茂雄	○	○	琵琶	淀○	

(05.04.24 テーマ別部会用)

流域委ウォッチャーズNo.3、いかがでしたか？できるだけ傍聴席のご意見を反映した内容にしたいので、ぜひ、このアンケート用紙にご記入ください。(ご意見、ご感想、アドバイス、お叱り歓迎)

1. 発言がよかったと思う委員(複数回答可)を左記番号もしくは名前でお書きください。

2. 発言がよくなかった、長かった、しなかったと強く感じた委員をお書きください。

3. 河川管理者の説明について

- ・ 簡潔でわかりやすかった。
- ・ まあまあわかった。
- ・ あまりよくなかった。
- ・ わかりにくかった。

その他 _____

4. 今日の会議の印象は？

- ・ いい議論ができた。
- ・ まあまあ議論になった。
- ・ あまりよくなかった。
- ・ 低迷していた。
- ・ その他 _____

5. 他にテーマ別部会で取り上げてほしいことは、ありますか？

- ・ ある (例えば？ _____)
- ・ 特にない

左記表記号:出席○ 欠席× 遅刻、早退△

委員長、副委員長は原則、全部会に出席ということなので、出欠をつけています。

6. 流域委ウォッチャーズについて

- ・ 次号も読みたい
- ・ もらえば、読んでもいい
- ・ もう読みたくない
- ・ その他 _____

7. ウォッチャーズ・クラブに参加してくれる？

- ・ 参加したいので、傍聴しなくても送ってほしい。

お名前 _____ E-mail or FAX _____

- ・ アンケートぐらいは協力してもいい。
- ・ 参加するのは、ごめんだ。

会場外でないと配らせてもらえないので、手が足りず全員にお配りできません。バックナンバーも持ち歩きますので、ご希望の方は、細川にお声をかけてください。その他、お気づきのことがありましたら、下記連絡先まで、お知らせください。

細川 ゆう子 E-mail vr2s-hskw@asahi-net.or.jp FAX 06-6493-5991

ご協力ありがとうございました。

「琵琶湖水位操作についての意見書 中間とりまとめ 2005. 1. 22」に対する意見

守山市 永末博幸

淀川水系流域委員は、2005年1月22日の「基礎案の課題についての意見書」で、河川管理者に対し「治水、利水と並んで新たに計画の目的と位置づけられた『環境』の範囲を、「施設整備事業の対象となる環境」と位置づけているのではないかと疑念を抱かせるほど限定的に捉え、自然生態系にもたらされる長期的、非可逆的なマイナスの影響の可能性に対する配慮が著しく欠落していることである。また、今後30年間の河川整備事業という枠にとらわれすぎて、「整備事業」という枠組みを越える新しい社会システムの構築という視点が極めて希薄であることも依然として懸念される。」と批判されています。

当該委員の自然環境・生態系などの『環境』を保全すべきであるという強い信念は理解できますが、そのような立場からの提案が、結果的には既に完成している琵琶湖開発計画に基づく琵琶湖の水位操作を廃止して琵琶湖開発前の水位操作に戻すべきであるとの提案です。

この考えの前提になっている「琵琶湖水位操作についての意見書 中間とりまとめ 2005.1.22」を拝見しますと、委員が琵琶湖開発事業について十分に理解されておられない点もあるように見受けられます。

河川管理者からの回答を待つのが本来かも知れませんが、かつて琵琶湖開発事業の計画から実施まで係わったものの一人として、若干の私見を申し述べたいと存じます。

NO	頁	原文	意見
1	3	この琵琶湖総合開発事業の完成により、洗堰の疎通能力は毎秒800トンにまで引き上げられ、さらに総合開発終了後、天ヶ瀬ダム再開発により、疎通能力を毎秒1500トンまでひきあげるよう滋賀県から要望がだされた。	洗堰の疎通能力毎秒800トンとは琵琶湖水位0メートル時の洗堰全開時流量であり、この河道で琵琶湖水位が1.4メートルになったとき洗堰を全開すると1500トン流れるというものであるから、原文の表現では誤解を招く。
2	3	しかしながらこの琵琶湖総合開発計画は、環境面からの検討がきわめて不十分であったため、それ以後これによって琵琶湖の環境悪化が進む大きな一因となった。	琵琶湖水位の項目の中では唐突な表現であり、削除すべき。琵琶湖開発事業における環境面の検討についての私見ですが、琵琶湖開発を行うに当たっては、後述されているような琵琶湖生物資源調査団による我が国始まって以来の組織的、規模的、学術的、総合的調査が実施された。さらに、各事業の実施に当たっても学識経験者による委員会検討などを実施し、当時としては前例のない環境のための調査検討を行っている。特に琵琶湖生物資源調査団による調査は、我が国の陸水学に多大の貢献をし、ほとんど知られていなかった琵琶湖の生態系についても多くの知見を得たように聞いている。現状ではその後の調査研究による進展により、当時としては知られていなかった問題点も指摘されているが、だからといって琵琶湖総合開発計画が「環境面からの検討がきわめて不十分であったため、…琵琶湖の環境悪化が進む大きな一因となった」という表現は当たらない。

NO	頁	原文	意見
3	4	さらには南湖浚渫・ヨシ人工植栽など、ハード面中心の対策が実施された。しかし、それらの対策が十分機能しているかどうかについての、設置後の検証はほとんど行われていない。	環境対策も結論的にはハード面の対策になるが、それに行き着くまでには委員会などで相当に検討された。たとえば、南湖浚渫。当初計画では－2.0メートルに水位が低下しても干陸する面積を最小限にするために約400万立米の浚渫をする計画であった。しかしながら、委員会での検討の結果、干陸による影響よりも浚渫することを極力少なくする方が環境保全にとってはむしろよいとの結論になった。その方針から、浚渫土量は航路など必要最小限の約80万立米に計画変更され実施された。当時としては若干不満（水位低下の度毎に干陸が非難されることになる）の解決策と思っただが、専門家の「干陸するよりも掘削しない方がまだよい」とのスタンスを高く評価している。現在議論されている環境問題も、治水、利水、環境のバランスの中で議論し検討されるべきである。たとえば、－2.0mの水位低下は認められないというスタンスではなく、非常時には－2.0mまで水位が低下することもやむを得ない、ただしそれ以上は認められないといったスタンスで、そのことを前提にしてより環境保全のためには何をしたらよいのかを専門家の立場から提言していただきたいのです。また、ヨシの人工植栽についても、当時はヨシを移植すれば既存のヨシ地面積を減少させるのではないかという危惧から、ヨシの種子からヨシ苗をつくりそれを植え付けるという研究を行い、その成果を得て人工植栽を実施している。当時はまだよく知られていなかったこともあったが、それほど環境には慎重に対応したのである。また委員は、実施後の検証がほとんど行われていないと言われるが、必ずしも充分ではないかもしれないが、水質調査など毎年の定期的調査を実施しているほか、いくつかの項目については琵琶湖開発完成後の5年後、10年後など節目の年に追跡調査を実施しているはずである。
4	4	産卵のための人工河川が設置され・・アユの資源量維持に一定の役割を果たしたと考えられるものもある。しかしながら・・・このような「生物資源保全対策」が二次的に引き起こしたと考えられる、いくつかの問題も生じている。	琵琶湖にとって重要なアユ問題を解決するために、長年の研究に基づいて人工河川が設置された。当時、アユは自然河川でしか産卵しない、人工河川などを作っても何にもならないという専門家の強い意見があった時代である。したがって人工河川は、もともと琵琶湖の水位が低下し自然河川でのアユの産卵に支障となるときにだけ人工河川で産卵させることを目的として設置されたものである。しかしながら人工河川が余りにも安定的にアユ苗を確保できることから、水位低下の有無にかかわらず毎年のように人工河川で産卵させるようになった。そのためにアユが増えすぎて、ご指摘のような問題の発生や鵜による竹生島の木がれ問題の発生など、いくつかの弊害も出ている。しかしながら、これはあくまでも人工河川の運用の問題であって、人工河川そのものを批判することには当たらない。
5	4	しかし洗堰設置後、瀬田川の疎通能力が増大するとともに水位は徐々に下がり、琵琶湖総合開発事業終了時には平均水位で約1mも低下した。	間違いではないが、誤解を与える表現である。旧洗堰設置後の水位低下1mのほとんどが、琵琶湖総合開発事業前までに起きていることは委員も十分に承知しているはずである。

NO	頁	原文	意見
6	4	開発による資産増加がさらに高度な治水を要求するという、悪循環が続くこととなった。この連鎖は、皮肉にも琵琶湖総合開発事業による湖岸堤の建設によって漸く歯止めがかかったものの、湖岸堤によって琵琶湖水位が上昇しても湖岸線が陸側に広がることはなくなり、琵琶湖で最も生物多様性に富んでいた水陸移行帯の面積を著しく縮める結果となった。	「020514 の中間とりまとめ」に対する私の意見でも申したように、汀線付近の保全は、琵琶湖の生態系保全、湖際の乱開発防止にとって極めて重要なことであるとの認識にたっており、湖岸堤設置目的の一つであった。そのために湖岸堤より琵琶湖側の私有地はすべて買収して公有地化した。「皮肉にも」そうなのではないのである。次に、水陸移行帯の減少問題についてですが、琵琶湖治水について委員にはかなり誤解があるのではないのでしょうか。琵琶湖は広い、海のように。それに対して堤内地の氾濫面積は湖東側といえども琵琶湖に比べるとはるかに小さい。これが琵琶湖治水の一つの大きな特徴なのです。つまり、洪水時における琵琶湖の水位は、河口部の水位のように、きわめてゆっくりとしか上昇しない。このため琵琶湖の水位が上昇しているからといって湖岸堤に設けられている樋門を閉鎖しても、ある規模以上の降雨が堤内地側に降っているときは琵琶湖水位の上昇量以上に堤内地の水位が上昇するため、たとえば樋門を閉めたとしても再び開けなければならない状態になるのです。しかも、琵琶湖の水位が上昇しているときにはほとんど堤内地側にも降雨があるため、堤内地の流出量が当該地に設置されているポンプ排水規模以下になるまでは樋門を閉めることはできません。しかも、琵琶湖の場合はポンプ排水規模が比流量1.0程度と小さいため、湖岸堤があっても琵琶湖水位がピーク水位に近くなるくらいまでは樋門を閉めることができず、結果として琵琶湖の洪水は樋門を通じて堤内地に入ってくることになるのです。つまり湖岸堤によって、「琵琶湖水位が上昇しても湖岸線が陸側に広がることはなくなり」ということは、きわめて特異なケースを除いては、あり得ないのです。このことが水陸移行帯問題にとって良いことであるとするならば、これこそが「皮肉にも」想定外のことでした。当時、このような「琵琶湖の生態系にとって琵琶湖の洪水が堤内地に入ることが良い」から琵琶湖洪水を堤内地に入れるべしなどと誰一人として主張した専門家はおられなかった。最近とくに水陸移行帯の重要性が言われるようになったが、湖岸堤設置を批判するのではなく、湖岸堤の存在を前提とした上で何をどう改善すべきかを提言すべきである。たとえば、樋門の構造上のことであったり、樋門に接続する堤内地側の水路の構造についてであったり、対応可能な方策でなければならない。念のために申し上げると、湖岸堤による琵琶湖治水の効果は、堤内地の流出がポンプ規模以下に低減した後、樋門を閉鎖してポンプ排水し堤内地の水位を無害水位以下に下げ稲等農作物の湛水時間を短くすることによって農業被害の軽減を図ることである。つまり、ポンプ排水をしなければ湖岸堤の治水上の効果はないので、現在、ポンプ排水施設を持たない地区の湖岸堤の治水上の効果は現時点では全くないのである。しからばなぜ治水効果のない湖岸堤が設置されているかと言えば、琵琶湖開発事業における琵琶湖治水はあくまでも利水事業と一体的に実施することが適当な治水分であって、琵琶湖治水の最終を目標にしているわけではない。つまり、今回のこの地区の治水は、湖岸堤設置までが利水事業との共同事業であると判断されたため、それ以上の整備(排水ポンプ設置など)が必要になった段階で治水

NO	頁	原文	意見
			事業単独として施行されるべきものとされたのである。 なお、もう一つ付け加えると、琵琶湖洪水の最高水位を下げ治水効果を上げるための対策は、もっぱら制限水位の低下量に依存されている。
7	5	利水のためにはできるだけ水位を上げて渇水に備えることにあり、…琵琶湖総合開発事業においても、この原理が適応されることになり、1992(平成4)の瀬田川洗堰操作規則の制定となった。…「常時満水位」は、利水を目的として+0.30mとされた。	琵琶湖の利水事業には戦中・戦後に策定実施された第1期淀川河水統制事業があるが、そのときも今回の琵琶湖総合開発でも琵琶湖の水位を上げて琵琶湖を活用しようとしたことはない。 過去に一度だけ琵琶湖を上使いしてはどうかという提案があった。昭和10年の世に言う「高西試案」である。この案は、琵琶湖湖辺に高さ3.6m(北湖は3.9m)の湖岸堤を造って貯水し、この貯留された水を利用することによって水開発を行おうというもので、いわゆる高水位案といわれるものである。この案は、古くから洪水に苦しめられた沿湖住民の猛反対により廃案となったが、これ以降琵琶湖の上使い案が開発計画の対象になることは一度としてない。なお念のために、高西試案での湖岸堤と琵琶湖開発事業の湖岸堤とは湖岸堤についての考え方が全く違うことを申し述べておきたい。 さて、「常時満水位」とは利水のための目的ではこれ以上は貯めてはならないという制限値であって、考え方としてはここまで貯めるという水位ではない。琵琶湖の+0.30mという数値は第1期淀川河水統制事業のときの計画値と同一で、すなわち琵琶湖開発前と同じである。したがって、「琵琶湖総合開発事業においても、この原理が適応されることになり」という記述は当たらない。
8	5	1992(平成4)年の瀬田川洗堰操作規則施行または運用以降の琵琶湖水位操作により、①水位の季節的変動リズム(自然攪乱)が喪失するとともに、②長期的な低水位が頻繁に生じるようになった。その結果、琵琶湖の生態系にさまざまな負の影響をもたらしている。これは、…琵琶湖をダム湖とみなし、治水、利水に重きをおいた人為的操作を行ってきたこととの必然の結果といえる。…その結果、琵琶湖の長い歴史を通じて生じていた自然の水位変動リズムが喪われ、第1期制限水位の時期にあたる6月下旬～7月に水位が上昇しなくなった。のみならず、常時	琵琶湖開発事業による治水、利水事業が完了し、平成4年からそれに伴う琵琶湖の管理が行われている。また琵琶湖開発計画の根本思想が琵琶湖を下使いするというものであることから、当然のことながら琵琶湖の水位は従前よりも低下することになる。当然、従前の水位変動リズムとは違うし長期的な低水位が頻繁に生じることも避けられない。またそのことにより琵琶湖の生態系にさまざまな負の影響をもたらしているということがあるとしても、それを否定することはできない。要はその負の大きさである。あるいは、何らかの方法により少しでもこの負の大きさを小さくするための改善策はないかということである。委員が提案するような「急激な水位低下」を緩和することはある程度は可能ではないかと思う。ただこの場合において、琵琶湖水位の季節的変動リズムとは何か、ということである。それが、長年の琵琶湖平均水位の季節的変動リズムであるとするならば、琵琶湖開発計画を策定するに当たり計算された過去48年間の流況についての琵琶湖開発前後の水位変動がある。その概略は、昭和53年に滋賀県から公表された「琵琶湖総合開発100問」にも記述されているが、そのような季節的変動リズムを議論し、その中から対応可能な改善策を提言すべきではないだろうか。是非ともそうしていただきたいと思っている。ただ比較する手法として、最近の各年の水位変動と過

NO	頁	原文	意見
		満水位の+0.30mから制限水位-0.20mまで水位を移行させる過程で生じる「急激な水位低下」、あるいは出水で水位が上昇した直後の「急激な水位低下」が洪水期にしばしば生じるようになった。	去の長年の平均水位変動とを比較して(最近の)水位変動リズムを評価するということは、過去の長年の平均水位変動と過去の特異な年の水位変動を比較して特異な年を評価し、(過去の)水位変動リズムを評価するようなものであり、これではおかしいのではないかと。これは、あくまでもその年の評価であって長年の変動リズムを評価するものではない。あるまい。昨年は台風の日本上陸が例年になく多かったように、決して通常の気象年ではなかった。こうした気象状況の変動や生態系の新しい環境への順応性をもう少し観察したうえでの長期的視点に立って、本当にごく近い将来において琵琶湖固有種に野生での絶滅の危険性が高いのかどうかを検討すべきではないかと思う。それはまた重要なことであると考え。琵琶湖開発計画の当初においても、+0.30m~-0.20mへの移行期の容量を如何に活用するかが課題でもあった。当初においては、琵琶湖の淡水赤潮の発生が問題になっていた時代でもあったため、淡水赤潮が発生したときにはこの容量を利用して洗堰からの放流量を増やすといったことも考えられた。いずれにせよ、琵琶湖の長い歴史の中で、この容量を最も琵琶湖に役立つように運用すべきであると考え。ただ一方においては、そうなるこの移行時期の水位変動リズムがいつになっても定まらないという問題が生じることになるようにも思うのだが。
9	6	さらに冬季に高水位を維持することで、北湖の湖岸では、波浪による「浜欠け」が新たな問題となっている。	「長期的な低水位」の項としては関係ないので、削除すべき。冬季の高水位問題は琵琶湖開発計画上の問題ではない。すなわち、冬季の常時満水位0.30mは琵琶湖開発前後で少しも変わっておらず、琵琶湖開発計画によって常時満水位を上げてはいない。ただ琵琶湖開発後の琵琶湖水位が幾分高いと感じられることがあるのは、琵琶湖開発前の琵琶湖水位が鳥居川水位を代表として「琵琶湖水位」にしていたのを、琵琶湖開発後は琵琶湖の代表5地点の平均水位をもって「琵琶湖水位」としたことによるためである。つまり鳥居川水位には、琵琶湖の末端、瀬田川の入り口にあることから、琵琶湖の風による吹き寄せ、琵琶湖固有振動(セイシュ)、さらには洗堰の放流量の如何によって大きく影響を受けるという長年の懸案問題があった。このため、琵琶湖開発後の「琵琶湖水位」はそのような影響を緩和できるように、琵琶湖全域にある5地点の観測所の平均水位をもって「琵琶湖水位」とした。このことが、ある状態時には従来の水位よりも高い水位となっていて、春先の風浪による浜欠けの問題やヨシ刈り問題が発生した。しかしながら、これは琵琶湖開発計画に起因したということではなく、琵琶湖の代表水位の変更によって生じた問題である。
10	7~8	近年、少雨化傾向が続いていることから、現行の水位操作規則の下では、今後も長期的な低水位が頻発すると考えられ、このままでは、ごく近い将来、いくつかの固有種が野生絶滅する可能性は極めて高いといわざるをえない。それゆえ、琵琶湖本来の物質	琵琶湖開発事業は基本的には治水・利水事業であり、しかも琵琶湖沿岸地域におけるこれまでの長年に亘る洪水との戦いの歴史に鑑み、琵琶湖開発計画では湖を下使いすることを水位計画の根本思想としている。ほぼ同時期に計画された霞ヶ浦開発計画と考え方を大いに異にする所以である。 琵琶湖治水において、琵琶湖の洪水時の最高水位を下げる方法としては洪水を迎える直前の水位、すなわち「迎洪水位」を下げておくしか方法がない。そして、迎洪水位を下げる方法としては、琵琶湖があまりにも大きく、また降雨予測

NO	頁	原文	意見
		循環の構造と機能および生物生息環境の保全を行い、水質悪化のこれ以上の進行を食い止めるためにも、瀬田川洗堰操作規則の変更(洪水期制限水位の引き上げ)が是非とも不可欠である。	精度も技術的に十分でない現状においては予備放流方式が適用できず、制限水位方式を採用するしかない。それが、 -0.20m や -0.30m の制限水位であるわけで、従来洪水時よりも最高水位を少なくとも $20\sim 30\text{cm}$ 下げようとする計画となっている。琵琶湖治水にとっては極めて重要な水位である。 利水事業は、この水位計画を基本として下流淀川地域への40トンの水資源開発を行っているのである。したがって、長期的な低水位が従前よりも頻発するのは致し方がないことでもある。 このため、琵琶湖開発計画を策定するに当たっては、琵琶湖開発後の最低水位が -1.5m とか、 -2.0m になったときの琵琶湖生態系への影響や保全対策が長年にわたって調査検討され、必要な諸対策が提案、実施され、琵琶湖開発事業が完成しているのである。委員は「このままでは、ごく近い将来、いくつかの固有種が野生絶滅する」ので、制限水位の -0.20m を $\pm 0.0\text{m}$ に上げ、このことによる琵琶湖治水への影響は後述のような補償ですべきであると主張されているが、これは琵琶湖開発の根本精神を根底から変えるものであり、到底認められるものではないと思う。
580-6 11	8	しかしながら、過去2年間の試行は現行の水位操作の範囲内のとどまり、制限水位を保った状態に変わりはなく、今後とも長期的水位低下が生じる可能性は高いままである。また6～7月の梅雨期および8～10月の台風期の水位変動リズム(水位上昇)は失われたままで、コイ科魚類の繁殖環境は改善されたとはいえない。したがって現行の水位操作規則に基づく試行では琵琶湖の生物の生息環境の本質的な改善には繋がっていない。琵琶湖の生物・生息環境保全のためには、瀬田川洗堰操作規則の変更、特に第1期制限水位の引き上げが不可欠である。	委員が提案されている、いかに急激な水位低下をしないようにするかといった試行が実施されているが、現行の水位操作規則の範囲内でなされるのは当然のことであろう。琵琶湖総合開発が治水、利水、環境の総合的施策であって、しかも既に完了している事業である以上、余程の大きな事情変化がない限り計画変更をすることはできない。委員は、「2～3長期的な低水位が琵琶湖生態系に与えた影響」についていろいろと危惧されているが、まだ定着されていない琵琶湖の水位変動リズムの中での危惧を指摘されているものであり、操作規則を変更することの重大性と比較して、いま直ちに操作規則を変更しなければならないほどの重大な影響があるとの社会的合意は得られないのではないのか。したがって、今後とも長期的なモニタリングを続け、生態系の順応性と生態系への影響を見極めることこそが大切であると思う。
12	9～10	洪水期制限水位を $\text{BSL} \pm 0\text{cm}$ に変更した場合の1961(昭和36)年6月の洪水想定をみると、制限水位をあげても、床上浸水の増大戸数はゼロである。・・・水田被害面積は 610ha であり、その増大分は 390ha となる。・・・もし水位操作の変更を伴う場合	「3 水位操作規則を変更する政策提案とその社会的合意について」の中で、制限水位を上げた場合の「洪水リスクの増大に対する経済的補償」について縷々述べておられる。簡述すれば、昭和36年6月洪水を例にとると、制限水位を上げて家屋浸水が増大するわけではなく、水田浸水面積も 390ha しか増大せず、被害額も1,040億円とわずかであり、補償をしてもダム建設費と比べるとはるかに小さい額である、という主張のように理解するが、この主張には次のようないくつかの問題点を含んでおり、社会的な合意が得られるとは思えない。①琵琶湖洪水の特殊性を真に理解し

NO	頁	原文	意見
		に、補償が必要とされるなら、このリスク増大分に対する補償を想定することが必要である。…農業作物被害についての想定には、前述のように前提条件によって大きく異なるが、1961(昭和36)年洪水を前提として、制限水位を20cm上げた場合の…被害を想定すると、…1億4,040円となり、…30年に一度の補償的支払いという想定になる。…この金額は、たとえばダム建設などのハード対策に要する費用と比べ、2～3桁すくないことは明記したい。…しかし、実際には、現在稲作水田の3割近くが転用されており、…実際の洪水被害は更に低くなることが予想される。…長期的には湖岸域での新たな住宅や事業所の建設を制限する、という都市計画的、土地利用的な規制も必要となる。	ていないこと一下流淀川の洪水時には洗堰の全閉を含む放流制限が必須であり、そのことによって琵琶湖・淀川の現治水計画が成り立っていること ②琵琶湖治水がその精神を根本として成立している(制限水位方式採用など)ことを理解せず、琵琶湖湖辺の被害にのみ限定した部分的経済性からの発想で論じられていること ③制限水位を上げることとは下流淀川流量の増大につながり瀬田川・宇治川の計画変更が必要になること ④洪水リスクの増大に対する補償(もしも仮に制限水位を上げるとしたら、恐らく必須条件となるだろう)の対象者や規模・範囲の特定が、実際洪水においては技術的・社会的に不可能であること ⑤補償で対応するということは非生産的な施策であり、労働意欲問題や食糧問題にも波及する社会的問題であること。⑥現状の琵琶湖湖辺の状況からみると、湖岸域での新たな住宅や事業所の建設を制限するといった都市計画的、土地利用的な制限を適用するなどの施策は、たとえ長期的であっても社会的合意が得られるほどの必然性があるとは到底思えないこと、などなどである。
13	11	将来に向けて「流域社会の構築と琵琶湖・淀川水系の自然再生」をねらいとして、総合的に考えるとき、重要なことは、琵琶湖周辺の溢水では、水位はじわじわとあがり、通常の状態では、死者を出すほどの「壊滅的な被害」にはなりにくいということである。…	前述のように、琵琶湖周辺は長い間にわたっての洪水との戦いの歴史であった。にもかかわらず、たとえ琵琶湖周辺が大洪水になっていても、下流に壊滅的な被害の発生が予想されるときは、今になっても洗堰の全閉を含む放流制限を前提にして淀川の治水計画ができている。滋賀県民の深い理解のうえに成り立っているのである。このため琵琶湖総合開発計画に当たっては、琵琶湖の洪水対策として迎洪水位を少しでも低下させることを計画の基本とし、琵琶湖の治水計画、下流の利水計画とのバランスの中で策定された。このことによってなお琵琶湖の洪水は発生するが、上下流の均衡ある発展の一貫として位置づけられている。委員は、そのことを深く理解されていないように思う。
14	11	現在のような社会状況のもと、これらの地域では1953(昭和28)年のような水害が起きたら、どれほどの人的、財産的な壊滅的被害が起きるか、今後真剣に数値解析をする中で、流域住民にその危険性を知らせ、「水害に強い地域社会づくり」を進めながら琵琶湖の全閉問題を協議する必要がある。	「最近、滋賀県からは、洪水期の琵琶湖の全閉を見直すという要望がだされている。」ということに関連しての委員の意見であるが、私は滋賀県の要望は尤もなことであると理解する。琵琶湖開発事業の終局における「瀬田川洗堰操作規則の制定」の協議において滋賀県は、はじめて長年の懸案であった洗堰の全閉操作を公式に了解された。まさに苦渋の選択であったに違いない。しかるに、最近の環境を重視するが余りの主張が、余りにも滋賀県の苦衷をないがしろにする身勝手な言い分であることに対し、滋賀県として業を煮やした結果ではないかと私には推察されるのである。このような考えを押し進めようとする行政は成り立たず、「水害に強い地域社会づくり」など纏まるわけがあるまい。

NO	頁	原文	意見
15	12	この裏には、中央集権的な水利権管理という構造を国内の津々浦々まで浸透させるという目的があったことも否めない。	淀川下流域における地下水の過度の取水が著しい地盤沈下を引き起こしたという弊害から、地下水取水を表流水水源へ転換されるに至ったことは委員も周知のはずです。水利権管理に対する反感があるようですが、限りある資源を有効に、しかも大きな水争いをせずに利用するためには何らかの水管理が必要です。いまや誰でもが自由に水を使える時代ではありません。「中央集権的な水利権管理という構造」に代わるような水管理方法があるでしょうか。
16	13	特に丹生ダムの建設による緊急補給水の供給には、丹生ダムの渇水対策容量の4,050万トンのすべてを用いたとしても、湖面積674km ² に対してわずか6cm上昇させる効果があるにすぎず、ダムのよる補給水という施策の有効性は低い。…要するに、琵琶湖制限水位を±0cm付近に変更することで、既往最大の渇水期の問題も取り除くことができる可能性が高い、ということが示唆される。	6cm云々のことは琵琶湖の偉大さを証明するものであって、ダムの有効性が低いという根拠としては筋違いであろう。琵琶湖制限水位を±0cm付近とすることが、利水にとってどれほど有効であるかは言われるまでもないことで、そういうことが十分に判っていないながら、なおかつ琵琶湖を下使いにしなければならないところに、琵琶湖の苦悩があるのである。
17	15	5 瀬田川洗堰操作規則の変更に伴う今後の検討項目	この項目は、委員の、琵琶湖総合開発を受け入れないという観点に立っての主張であり、またそのための詳細な調査検討の要求であるように思う。従って、たとえ時間と費用をかけて調査はできたとしても、だからといって琵琶湖総合開発を廃止することはできないし、またすべきでもない。 環境に配慮しながら、治水、利水地域整備という重要な施策のバランスの中で合意され、実施、完了した琵琶湖総合開発を受け入れることを前提とした中で、その後の環境に対する知見を入れながら、少しでも今後の環境保全をより良くするためには何をすべきかという前向きな意見や提案、またそのために必要なモニタリングをはじめとする調査検討項目を専門家の立場から提案していただきたいと思っています。

いささか長くなりましたが、最後に、総括意見として以下のことを述べたいと思います。

意見書でも述べられているように、琵琶湖の環境は極めて長い歴史の中で変化し育まれてきたわけですが、委員の提案の根拠になっているものは琵琶湖開発後のわずか数年のデータによるものです。委員の言われるような環境への影響が事実であるとしても琵琶湖の長い歴史の中で見れば余りにも短い時間帯の中においてです。

委員は「数十万年の歴史の中で進化をとげてきた琵琶湖」といい、「数百年におよぶ人間の文化多様性の再生」という大きな枠組みに照らし合わせながら長期的な視点からまとめるものであるといいながら、琵琶湖総合開発が終了してからのわずか数年間のデータ分析から、「琵琶湖の豊かな自然環境が危機に瀕してい

るので、瀬田川洗堰の操作規則を変更し、できるだけ自然のリズムに近い水位操作に変更すべきである」と強く主張されているわけです。淀川流域委員会として提案されるとすれば、大いに疑問のあるところですよ。

申すまでもなく琵琶湖総合開発の大きな柱の一つは、下流地域の増大する水需要に対処するため琵琶湖をこれまで以上に活用することによって新たに40m³/sの水開発を行ったものです。当然のことながら洗堰からの日々の放流量は従前よりも増え、琵琶湖水位は開発前に比べて低下し、従前と比べて水位変動リズムが違ふことは確かです。そのうえ、琵琶湖の活用における最大の留意点であり最大のポリシーは、琵琶湖周辺が過去において洪水との戦いの歴史であったことに鑑み、琵琶湖に水を溜め込むのではなく貯まっている水を利用するという、いわゆる湖を下使いするという考え方を根本思想としていることです。これはほぼ同時期に計画された霞ヶ浦開発と考え方を大きく異にするところです。

その結果として、洪水期の制限水位を従来よりも概ね30cm下げることにより、洪水時の最高水位をこれまでよりも少なくとも30cm程度下げるという治水計画が基本となりました。この制限水位を基本として40m³/sの水資源開発を計画するわけですから、当然のこととして40m³/s開発したときの最低水位も、毎年の最低水位も、凡そ30cmがより以上に下がることになります。

最終的には、40m³/s開発したときの最低水位をできればマイナス1.5m以内に、昭和14、5年のような非常渇水時においてもマイナス2.0mに留められように、梅雨期の制限水位はマイナス20cmとされました。

このような水位低下による生態系への影響検討は、意見書の中でも紹介されている琵琶湖生物資源調査団による我が国始まって以来の大規模で、かつ組織的、学術的、総合的な調査が実施され、琵琶湖総合開発による影響予測や検討結果に基づく必要な保全対策、振興対策が提案されました。

最終的な琵琶湖総合開発計画は、琵琶湖生物資源調査団による調査当時とは違っていますが、琵琶湖生物資源調査団による調査結果を修正しながら、また各事業の実施段階においても環境に対する学識経験者による委員会を設けるなどして検討し、各省庁、上下流の自治体、水資源開発公団などにより通常での事業実施の枠組を越えて、提案されたほとんどすべての対策が実施され、琵琶湖開発事業が完了しました。

一方、琵琶湖におけるこのような環境変化は、近世になってからでも少なくとも2回の大きな変化を経験しています。

最初は明治時代に南郷洗堰が設置されたときの变化で、琵琶湖の水位計画は洗堰設置前に比べて大きく低下するものでしたが、この計画に基づく水位操作は凡そ50年間続きました。

もう一つは戦中・戦後にかけて行われた淀川第一期河水統制事業後の变化で、計画に基づく水位操作は琵琶湖開発事業が完了する平成4年3月までの凡そ40年間続きました。

この2回の変化により、琵琶湖の常水位は凡そ90cm低下しました。

平成4年3月に完了した琵琶湖開発事業による変化は3回目となりますが、まだ完了してようやく10年を経過したに過ぎません。しかもこの間は、洗堰の操作に対してある種の試行錯誤的操作を実施しており、現時点でも3回目の琵琶湖水位変動のリズムが定着しているとは言えない状況です。

素人なりの考えで恐縮ですが、率直な気持ちとして、生態系にとっては琵琶湖開発前の40年間の水位変動リズムとの違いによる戸惑いがある、ご指摘の

ような影響が生じているのではないかということです。

もう少し時間が経てば、生態系も新しい環境の変化にも慣れ、それぞれが新しい環境に順応していくのではないかと期待しています。過去の例がそうであったように。

とはいえ、貴重な琵琶湖を後世に確かなものとして残すためにも、今後とも琵琶湖総合開発による影響を見極めることはきわめて大切なことであり、そのためにも可能な対応を実施しながら、その影響を知るためのモニタリングを実施すべきであると考えます。

今後とも、こうした調査検討を踏まえて琵琶湖総合開発の評価と対応を議論すべきであり、琵琶湖開発計画を廃止したことによる負の影響の大きさを考える
と現時点において琵琶湖開発計画を廃止するなどという提案は到底受け入れられるものではなく、「琵琶湖水位操作についての意見書 中間とりまとめ」には強く反対します。

以上

平成17年5月13日

淀川水系流域委員会 様

川上ダム建設促進期成同盟会

会長 西 山 甲 平

川上ダムの早期本体建設着工について

私たち木津川上流で生活する者の中で、上野遊水地に関係する者は洪水時には岩倉峡によって堰上げられるため、古来より洪水の度に浸水被害を被ってまいりましたので、狭窄部である岩倉峡の開削を要望し続けてきました。

昭和42年、木津川上流が直轄区域に編入され、上野地区の治水対策として上野遊水地計画が樹立されましたが、当時地区住民は、我々はなぜ下流域の犠牲にならないのかと反対し、隣人はもとより家族にいたるまで争いましたが、同46年に「淀川水系工事实施基本計画」が改定され、狭窄部上流の河川整備は、上野遊水地＋河道掘削＋川上ダムのいわゆる「三点セット」とされたため、私たちは遊水地設定に同意したのであり、それを信じてまいりました。

川上ダムによって水没予定地の川上地区住民においては、下流のために土地を捨て地区民全員が移転という苦渋の決断をしました。先祖の墓を涙しながら掘り返すという苦しみをし、既に移転、離村式も終えております。ダム建設が中止されるようなら何のための移転だったのか、先祖に対して申し訳がない。それなら住み慣れたきれいな元の土地に戻していただきたい。

川上ダム建設予定隣接地においては、ダム建設による付け替え道路を建設すると

のことで建設に協力してきたが、ダム計画の見直しに伴い県道及び市道の工事が進まず、日常の生活に重大な影響を及ぼしております。

利水については、西宮市等は需要の見直しを検討しているが、伊賀地区においては各所の水道が老朽化している。また、上水道未給水の団地等は現在共同井戸水によっているが、この施設も老朽化が進み非常時には断水する状況であり、平成17年度には川上ダムによる給水が開始されるものと期待して今日まで来ました。また、ダム建設が遅ればそれだけ今後の水道料金に跳ね返るという大きなデメリットをにかかえております。

木津川上流の県管理区間においては、上野遊水地の機能を拡大するのみでは遊水地の上流に位置する神戸地区・依那古地区等の浸水被害は川上ダムがなければ全く軽減されません。

以上のように川上ダムの早期完成を切望する私どもが、本年2月25日「川上ダム建設促進期成同盟会」を設立しました。そこで、4月9日伊賀市青山ホールにおいて、「川上ダム建設促進決起集会」を開催したところ、主催者としても予想外の約500名の参加があり、会場に入りきれずにロビーその他の部屋でモニターテレビを通して参加していただくという大盛況の集会となりました。これは、それだけ地元住民の多くは川上ダムの完成を願っている証であります。

ダムに代わる治水対策（代替案）については、すでに多くの案が十分検討され尽くされました。それぞれの案はつぎのようなことから地権者の同意はもちろん投資効率を考えてもダムに勝る案はないと言えるでしょう。

- (1) 上野遊水地掘削案は、掘削により堤防幅が広くなり、水田面積が減少するうえ、内水による浸水頻度・時間が増えることから耕作者の協力は得られない。
- (2) 新遊水地案については、現在進められている上野遊水地ですら、計画から3

0 数年を経た今日においても、全地権者から地役権設定の協力が得られない事実、また、すでに地役権設定をしたことによって、所有権の制限を受け地域の発展を阻害している現状を考えると、新たに遊水地を作るため地権者に同意を得ることは到底できないと言いきれるでしょう。

(3) 水田活用案（いわゆる畦の嵩上げ案）は、地権者も多く嵩上げのため畦畔が広くなり水田面積が減少するうえ、畦が高くて広くなり日常の畦畔の草刈りが大変であるとともに、洪水時に数多くの水田のゲート操作を行うことは不可能と思われ現実性がない。

(4) その他「ため池活用案」は、畦の嵩上げによる水田活用案と同様、堤防の草刈り、余水吐けの管理が必要であり、「放水路案」は、高山ダムの嵩上げ、それに伴うダム湖拡大による用地の確保などが問題である。

最後に、去年の三重県、福井県、新潟県、兵庫県、京都府のような予期せぬ大災害がいつ起きるか分かりません。木津川上流地域に住む私たちの気持ちをおくみ取りいただき、安心と安全な日常生活を享受できるようお願いします。当然のことながら環境保全には十分留意した上、今日までのダムに対する投資をも無駄にすることなく、住民の生命・財産を守る川上ダムは絶対必要であり、可及的速やかに早期に着工、完成の結論を出していただきますようお願い申し上げます。

『川上ダム関連工事を止めよ』

＝進む環境破壊とオオタカの追い出し〔改訂 旧 No.577 意見書〕

’05.5.13

自然愛・環境問題研究所

総括研究員 浅野 隆彦

A) 淀川水系流域委員会をコケにするのか。

「河川整備計画基礎原案」及び「基礎案」に於て『調査・検討の間は地元の地域生活に必要な道路や、防災上途中で止めることが不適当な工事以外は着手しない』と約束している筈なのに、昨年から今年にかけ、幾つかの問題工事を行なっている。

1. 付替県道用及びプラント敷地用地でのオオタカ繁殖期における伐採。(平成 16 年 6 月確認)
2. 右岸ダム本体取付斜面森林の皆伐。(平成 16 年 4 月 6 日確認)
3. 原石一次破碎、バッチャープラント用敷地造成(平成 16 年中)と架橋 2 ヶ所。
4. 伊賀市事業の「ハーモニー・フォレスト計画」の進行。

B) 希少猛禽類オオタカが困っている。

[資料B]に示したように、貯水池周辺に 3 つがいのオオタカが生息していると見られる。ところが、右岸ダム本体取付部東側に営巣? (平成 16 年 6 月観察) していたのと同じつがいと思われるカップルが、その巣付近から何度も舞い上り、西の方角へ飛び去るのを目撃した。(平成 17 年 4 月 6 日) 昨年と同じ巣(※1)があるのか確認に行くと、直近でチェーン・ソーのけたたましい音と伐採されつつある林を見た。ここはダム本体の取付斜面であり、「整備シート」でオオタカの保全の為、「繁殖期の伐採を制限する」と約束していながらの違反である。(繁殖期とは 2 月～8 月とされている)。これではオオタカは心配になり、巣作りを断念するであろう。水資源機構の確信犯的な、「オオタカ追い出し」と見てマチガイなさそうだ。

付替県道青山美杉線(この不要性については、流域委員会への意見書No.500 後半部に記述)、土捨て場、伊賀市がダム関連事業で進めている「ハーモニー・フォレスト計画」(15.7ha)、これらは種生地地区北野を中心に、「動植物の宝庫」たる地域の自然環境の大破壊が明らかである。

オオタカにとっても生存の為に貴重な「採餌場」であり、単なる飛翔地ではない。

上記A) 4 の工事並びに付替県道用地森林の繁殖期伐採を中止することを要求する。

流域委員会木津川上流部会が調査し、適切な諫言を行なうよう要請する。

※1 巣そのものを確認したわけではなく、親鳥が 3 羽の幼鳥と共に「ひと固まり」になって、風に乗り、舞うように、一ヶ所で漂っているのを観察したものである。これは巣立ち前のいわゆる「飛翔訓練」であつたろう。これは巣の近くで行われるものである。

庶務注：資料 B については稀少生物の生息地に係る情報が記載されていますので、自然保護の観点から掲載を控えさせていただきます。

ハーモニー・フォレスト事業概要

1. 全体計画

(1) 趣旨

ハーモニー・フォレスト施設の趣旨は、「都市と山村の交流」とし、川上ダム下流域を始めとする都市の住民と上流域である青山町の住民の交流を図ることを目的とした施設とし、併せて小中学校における総合学習に寄与するため、地元の小中学生のみならず、関西圏など都市の小中学生も対象とした自然体験型学習も行える施設とする。これにより、都市と山村の交流に寄与するとともに、山村の活性化に資するものとする。

(2) 位置

青山町種生字北野他

(3) 面積

15.7ha

2. 主要施設計画

○センターハウス（学習棟）

小中学生の自然体験学習における屋内教室として、ハーモニーの管理事務所を併設し、中心的施設として整備する。

○森林整備、森林学習歩道、休憩施設、案内板

ハーモニー内の森林を「世界のもり」としてアジア、ヨーロッパ、アメリカ、オセアニア、アフリカ、日本、桜の7つの森のエリアに区分し、それぞれの地域の原産種樹木を植栽し、小中学生等の森林への関心を高めるとともに、自然体験学習に活用できるよう森林等の整備を行う。

○自然修景池（ビオトープ）

小中学生の自然体験学習（自然観察）に活用するため、生物が生息する環境として池や草木の整備を行う。

○ちびっこ広場

ローラー滑り台等遊具を設置し、休日などにおける子供の集客施設として整備する。

○パークゴルフ

子供からお年寄りまで楽しめるコミュニティスポーツエリアとして整備する。

○オートキャンプ場

13区画を予定し、ハーモニー内でのアウトドア体験の場として整備する。炊事棟、シャワー棟、屋外トイレも併せて整備する。

○バーベキュー施設

デイキャンプ等に対応した集客施設として整備する。

○体験農園

畑や果樹園を造成し、簡易な農業体験施設を整備する。

○芝生広場

約10,000㎡の芝生の広場で自由な遊び場とし、イベント等の主会場として整備する。

3. 事業費等

総事業費 約17億円

【主要工種内訳】

工種	規格・形状	数量	単位	備考
センターハウス(学習棟)	木造平屋建 366㎡	1	式	
上水道	加圧ポンプ、導水管、給水タンク等	1	式	
用地費	土地、立木補償	15.7	ha	
土工	基盤整備、敷地造成等	1	式	
ちびっこ広場	滑り台大60m・小15m、遊具	1	式	
屋外トイレ	大1、小1	2	棟	
遊歩道	チップ舗装等	3,400	m	
自然修景池(ビオトープ)	護岸工	2,500	㎡	
休憩施設	東屋10、ベンチ30	1	式	
電気設備	公園灯、ケーブル等	1	式	
駐車場	アスファルト	2,400	㎡	
案内板	総合案内板2、案内板20	22	基	
オートキャンプ場	13区画	1	式	
バーベキュー施設		1	式	
体験農園	畑、果樹園等	1	式	
パークゴルフ	27ホール	1	式	
森林整備、植栽工	間伐、植栽、芝張り	1	式	
その他	炊事棟、シャワー棟、造成、測量設計等	1	式	

4. 年度別計画

- H15 用地買収、森林学習歩道、水道施設、造成
- H16 用地買収、屋外トイレ、浄化槽、森林整備、森林学習歩道、休憩施設、水道施設、基盤整備、その他
- H17 学習棟、炊事棟、シャワー棟、森林整備、自然修景池（ビオトープ）、芝生広場、オートキャンプ場、パークゴルフ、ちびっこ広場、駐車場、その他
- H18 電気設備、総合案内板、バーベキュー施設、体験農園、その他、一部施設オープン
- H19 全体オープン

5. 運営計画

- (1) 常駐職員 3名
- (2) 計画年間利用者数 34,300人

[資料 A-4b]

ハーモニー・フォレスト整備事業



トイレ	■
東屋	■

『オオサンショウウオを泣かせるな！』

＝上流移転は保全ではなく過密戦争である＝

‘05.5.13

自然愛・環境問題研究所 総括研究員 浅野 隆彦

「第 9 回川上ダム オオサンショウウオ調査・保全検討委員会」が、流域で確認されている 353 匹のうち、貯水予定地内の 116 匹(約 32%)を上流へ移転させる事を決めた。

オオサンショウウオについては、その生態の詳細について研究は不足しており、特に幼生の 4～5 年間は、自然の中での観察例は少なく、明確な存在としてとらえられていない。

各個体の大きさにより、採餌量が異なり「縄張」の広さが各々ある筈である。現在確認数は「洩れ」もあると考えられる。が、凡そ 7 割が現住する上流域へ 3 割強が移住するという事は、自然のうちにそれなりの時間をかけ、それなりの秩序安定が成立しているオオサンショウウオ「上流社会」へマチガイなく「過密戦争」を惹起するものであり、「上流社会」が余裕しゃくしゃくの空間を有している場合でも、いわゆる「縄張争い」などでの犠牲が考えられるところである。

『可能性の最大危険値は、116 匹の死であり、平均危険値は 58 匹の死である』と、私は考える。科学的でもないが、上記委員会が決めたこの保全策には明らかに反科学的意図が先行している。撤回すべきである。

追記して言うならば、オオサンショウウオだけの被害のみを論じる訳ではなく、当該河川生態系に大きく影響する事必定の愚策なのではなかろうか。

(注) 森本博氏のご意見(No.572)について、庶務から、木津川上流河川事務所に問い合わせたところ、以下の回答が寄せられました。

森本氏が流域委員会庶務へ送った質問に対する回答について

ご質問について

川上ダム建設所に確認したところ、平成17年3月1日に川上ダム建設所において、森本氏に「第6回川上ダム希少猛禽類保全検討会」及び「第9回川上ダムオオサンショウウオ調査・保全検討委員会」について、川上ダム委員会報告概要資料(川上ダムホームページに掲載)及び平成16年12月1日開催の淀川水系流域委員会第9回ダムワーキングでの配布資料「川上ダムの自然環境について」により説明をしているとのことでした。

その内容は以下のとおり。

①については、

- ・平成16年度は、平成17年2月4日に「第6回川上ダム希少猛禽類保全検討会」、平成17年2月19日に「川上ダムオオサンショウウオ調査・保全検討委員会」に委員会を開催しています。
- ・委員会の公開については、貴重種の場所が特定される資料をプロジェクター等で説明しているため、報道機関のみの公開としています。
- ・委員会の内容につきましては、川上ダムのホームページで公開しています。

②については、

- ・川上ダムに関する環境調査の結果については、平成16年12月1日開催の淀川水系流域委員会第9回ダムワーキング資料「川上ダムの自然環境について」で配布しています。
- ・川上ダム建設事業の実施に伴うオオサンショウウオやオオタカの影響予測については、川上ダムの委員会の説明で行っています。なお、内容は、川上ダムのホームページにあります。

③については、

- ・施工中の付替道路工事近傍で営巣している猛禽類が確認され、工事が繁殖活動に影響を及ぼすことも考えられたため、幼鳥の巣立ちを確認するまで周辺の工事を中断するなどの、猛禽類の繁殖に対する保全対策を実施しています。